

平成27年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1

平成27年第1回定例会

第1号(3月10日)

議事日程	2
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
議会政務報告	3
数馬 尚の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	3
斎藤勝男の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
斎藤勝男の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	4
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	5
常任委員会委員の選任について	5
議会運営委員会委員の選任について	5
議長の常任委員会委員辞任について	6
選挙第1号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について(原案可決)	6
選挙第2号 空知中部広域連合議会議員の選挙について(原案可決)	7
選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について(原案可決)	7
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	9
議案第3号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について	10
議案第4号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第5号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	13

議案第 6 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例制定について	1 4
議案第 7 号	教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について	1 4
議案第 8 号	平成 2 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）	1 6
議案第 9 号	平成 2 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	2 1
議案第 1 0 号	平成 2 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	2 2
議案第 1 1 号	平成 2 6 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	2 3
議案第 1 2 号	平成 2 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 4 号）	2 4
町政執行方針		2 7
教育行政執行方針		3 2
散会の宣告		3 5

第 2 号（3 月 1 1 日）

議事日程		3 6
会議録署名議員		3 6
開議の宣告		3 6
会議録署名議員指名について		3 7
議案第 2 号	上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 7
議案第 3 号	上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 7
議案第 4 号	上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて（原案可決）	3 7
議案第 5 号	上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につい て（原案可決）	3 8
議案第 6 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例制定について（原案可決）	3 8
議案第 7 号	教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について （原案可決）	3 8
議案第 8 号	平成 2 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）（原案可決）	3 8
議案第 9 号	平成 2 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） （原案可決）	3 9
議案第 1 0 号	平成 2 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	3 9
議案第 1 1 号	平成 2 6 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（原案可決）	3 9
議案第 1 2 号	平成 2 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 4 号）（原案可決）	3 9
議案第 1 3 号	平成 2 7 年度上砂川町一般会計予算	4 0
議案第 1 4 号	平成 2 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	4 0
議案第 1 5 号	平成 2 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	4 0
議案第 1 6 号	平成 2 7 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	4 0
議案第 1 7 号	平成 2 7 年度上砂川町水道事業会計予算	4 0

予算特別委員会設置及び付託について	47
休会について	47
散会の宣告	47

第 3 号 (3月16日)

議事日程	48
会議録署名議員	48
開議の宣告	48
会議録署名議員指名について	48
町政執行方針に対する質疑	48
高橋成和	48
町長 奥山光一	49
数馬尚	51
町長 奥山光一	52
伊藤充章	53
町長 奥山光一	54
川岸清彦	55
町長 奥山光一	55
吉川洋	56
町長 奥山光一	56
教育行政執行方針に対する質疑	57
高橋成和	57
教育長 飯山重信	58
休会について	60
散会の宣告	60

第 4 号 (3月19日)

議事日程	61
会議録署名議員	61
開議の宣告	61
会議録署名議員指名について	61
予算特別委員会委員長報告	61
議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算(原案可決)	62
議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	62
議案第15号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)	62
議案第16号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計予算(原案可決)	63
議案第17号 平成27年度上砂川町下水道事業会計予算(原案可決)	63
調査第1号 所管事務調査について(許可)	63

派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認）	6 3
追加日程について	6 3
議案第 1 8 号 平成 2 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）（原案可決）	6 4
意見書案第 1 号 地方交付税の安定的確保を求める意見書（原案可決）	6 4
意見書案第 2 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（原案可決）	6 6
意見書案第 3 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（原案可決）	6 7
閉会の宣告	6 9

平成 2 7 年第 1 回定例会予算特別委員会

第 1 号（3 月 1 7 日）

議事日程	7 0
委員長挨拶	7 0
開会の宣告	7 0
開議の宣告	7 0
町長挨拶	7 0
予算特別委員会の日程について	7 1
予算審査の方法について	7 1
予算審査資料の提出について	7 2
その他	7 2
議案第 1 3 号 平成 2 7 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	7 2
散会の宣告	9 5

第 2 号（3 月 1 8 日）

議事日程	9 6
開議の宣告	9 6
議案第 1 4 号 平成 2 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	9 6
議案第 1 5 号 平成 2 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	9 7
議案第 1 6 号 平成 2 7 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	9 8
議案第 1 7 号 平成 2 7 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 0 0
閉会の宣告	1 0 2

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.16	3.19	3.17	3.18
1	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○	○	○	○	○
3	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
6	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
7	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
8	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	—

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.16	3.19	3.17	3.18
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	×	×	×	×
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
教育委員長	栗 原 順 道	○	○	○	○	—	—
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	—	—
議会事務局長 監査事務局長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
企画振興課長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
税務出納課長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○	○
税務出納課参事	高 橋 良	—	—	—	—	○	○
教 育 次 長	前 田 厚	○	○	○	○	○	○
企画振興課技師長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○	○
総 務 課 主 幹	内 野 博 之	—	—	—	—	○	○
水 道 係 長	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.16	3.19	3.17	3.18
議会事務局長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○	○

平成 2 7 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 5 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 1 0 日～3 月 1 9 日
1 0 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（数馬議員）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（斎藤議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（斎藤議員）
 - 5) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（1 2・1・2 月分）
- 第 4 常任委員会委員の選任について
- 第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 議長の常任委員会委員辞任について
※ 常任委員会及び議会運営委員会
正・副委員長互選結果報告について
- 第 7 選挙第 1 号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 第 8 選挙第 2 号 空知中部広域連合議会議員の選挙について

- 第 9 選挙第 3 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 第 1 0 町長行政報告
- 第 1 1 教育長教育行政報告
- 第 1 2 議案第 2 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 3 号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議案第 4 号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 5 議案第 5 号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 6 議案第 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 1 7 議案第 7 号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について
- 第 1 8 議案第 8 号 平成 2 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 9 議案第 9 号 平成 2 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 1 0 号 平成 2 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第2 1 議案第1 1号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

第2 2 議案第1 2号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第4号)

※ 議案第2号~第1 2号までは、提案理由・内容説明までとする。

第2 3 町政執行方針

第2 4 教育行政執行方針

○会議録署名議員

4番	齋藤	勝	男
5番	数馬	尚	

◎開会の宣告

○議長(堀内哲夫) おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、齋藤議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にししたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの10日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告とかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告について。数馬議員。

○5番(数馬 尚) 空知中部広域連合議会について。

平成27年空知中部広域連合議会第1回定例会が平成27年2月23日月曜日午前9時30分から空知中部広域連合広域介護予防支援センター情報管理室で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、議案第1号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて、議案第2号 平成26年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第3号 平成26年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成26年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第2号)、議案第5号

平成26年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第2号)、議案第10号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例、議案第6号 平成27年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第7号 平成27年度空知中部

広域連合介護保険事業会計予算について、議案第8号 平成27年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第9号 平成27年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について、議案第11号 空知中部広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例、議案第12号 空知中部広域連合指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例、報告第1号 空知中部広域連合介護保険事業計画の策定についてであります。

結果といたしまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告について。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 私のほうから2点についてご報告いたします。

1点目、砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成27年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成27年3月3日火曜日午前10時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、議案第1号 平成26年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号

平成27年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合議会会議及び傍聴規則の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

2点目につきまして、砂川地区広域消防組合議会定例会について。

標記の件につき、平成27年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成27年3月3日火曜日午前11時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室です。

3、議件につきましては、議案第1号 平成26年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 平成27年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、関係書類につきましては2点とも議会事務局に保管しておりますので、ご参照いただければ。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成27年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成27年2月27日金曜日午後1時半。

場所は、滝川市会議場。

3、議件、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成27年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算、議案第2号 平成27年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出予算、議案第3号 平成27年度

中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出予算、議案第4号 平成27年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出予算。

結果として、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告については、私から報告いたします。

1点目の石狩川流域下水道組合議会についてご報告いたします。

期日は、平成27年2月26日午前11時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。報告第1号 専決処分について（工事請負契約に係る協定の変更について）、報告第2号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成27年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

2点目でございますけれども、中・北空知廃棄物処理広域連合議会についてご報告いたします。

日時でございますが、平成27年2月27日金曜日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。議案第1号 平成26年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成27年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画の変更について、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第4、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。総務文教常任委員会委員につきましては、斎藤議員、川岸議員、大内議員、伊藤議員、堀内議員の5名を指名いたします。

次、厚生建設常任委員会委員には、数馬議員、吉川議員、横溝議員、高橋議員の4名を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名いたしましたとおり常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。議会運営委員会委員

には、横溝議員、大内議員、数馬議員、斎藤議員の4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○副議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の常任委員会委員辞任について

○副議長（大内兆春） 日程第6、議長の常任委員会委員辞任について議題といたします。

議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

〔9番 堀内哲夫議員 退場〕

○副議長（大内兆春） ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、委員を辞退したい旨の申し出がございました。議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当ではないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでございますので、総務文教常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

〔9番 堀内哲夫議員 入場〕

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（堀内哲夫） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選であります。全員協議会において申し合わせをしておりますので、議長から報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、斎藤議員、副委員長、川岸議員。

厚生建設常任委員会委員長、数馬議員、副委員長、吉川議員。

議会運営委員会委員長、横溝議員、副委員長、大内議員。

以上のとおり報告いたします。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても、申し合わせにより決定いたしておりますので、後ほど名簿を配付いたします。

◎選挙第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、選挙第1号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に数馬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました数馬議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました数馬議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された数馬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

◎選挙第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、選挙第2号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に斎藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました斎藤議員を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました斎藤議員が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された斎藤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

◎選挙第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区広域消防組合議会議員に数馬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました数馬議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました数馬議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された数馬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告

知いたします。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第10、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成26年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりであります。そのほか1件、介護保険料の改定について報告をいたします。

空知中部広域連合の平成27年度から平成29年度までの3カ年にわたる第6期介護保険料が改定されましたので、報告をいたします。お手元に配付の資料ナンバー1をご参照願います。

介護保険事業は、空知中部広域連合を保険者として運営しておりますが、65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに改定することとしており、保険料につきましては一般的に第5段階の額を基準額として公表しているものであります。広域連合におきましては資料の現行区分欄の第6段階を基準額として公表しておりました。このたびの改正は、平成27年度から平成29年度までの3カ年にわたる介護保険事業と高齢者施策について、広域連合を構成している6市町の施策を盛り込んだ第6期介護保険計画がスタートいたしますが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、認知症施策、医療との連携、生活支援サービスなど、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みを一層充実させていく必要があることなどにより、全国的には5,000円を超える保険料の改定が見込まれるところであります。

空知中部広域連合におきましては、保険料の急激な上昇を抑制するため、介護保険準備基金から第6期事業期間中に8,000万円を取り崩し、被保険者の負担軽減を図り、資料の改正後の第5段階

の欄に起債のとおり、保険料基準額は現行4,590円から390円増の4,980円と算定したところであります。また、保険料の基準額を基礎に被保険者の所得に応じて負担してもらうよう段階が設けられておりますが国が新たに定める、標準段階である、9段階をもとに各保険者において設定することとしておりますが、空知中部広域連合としては第6期においても低所得者対策や公平負担の観点から10段階に設定しており、さらに第2段階においては低所得者対策として、国の標準割合である0.75を0.69に軽減しておりますことを申し上げ、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第11、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成26年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、英語指導助手の再任用につきましてご報告申し上げます。

昨年任用した英語指導助手のウィートレイ・オーサー氏は、出身地はアメリカ国ユタ州ソルトレイクシティ市で、オーサー氏は現在鶉本町職員住宅に居住し、中学校では全学年の英語授業に指導助手として出席し、生徒とは全て英語にて会話を行い、高校受験用のリスニングの指導を行うなど、英語の聞き取り向上に取り組んでおりますし、小学校5、6年生の英語指導授業においても助手として参加しております。また、その他学年においても1カ月に2時間程度の指導授業や保育園においても1カ月に1回の割合で英語になれ親しむ外国人とのふれあい事業を実施しております。社会

教育事業におきましても、小学生を対象としてグッドイングリッシュを月1回土曜日に実施するなど、多方面にわたり本町の教育施策に携わっており、授業以外でも中学校の部活動において吹奏楽部にて指導を行うなど、児童生徒からも慕われ、真摯に各事業に取り組んでいる様子がかがえ、関係者からも高く評価されており、最長で5年間の再任用が可能でありますことから、過日本人の意向を確認したところ、本町において引き続き再任用を希望する旨の申し出がありましたことから、子供たちにとって大変喜ばしいことと判断することから、教育委員会としては平成27年7月28日から翌年の7月27日までの1年間再任用することといたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告及び教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第2号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、役場組織機構の見直しにより効率的な行政運営を図ることに伴い、関係する条例を改正するものである。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー2をご参照願います。このたびの改正は、本年2月9日開催の議員全員協議会にてご説明をさせていただきました役場組織の機構見直しに伴い、関係する条例を整理するものでございます。

改正の内容でございますが、1点目として現企画振興課を政策立案等に係る事務を主とする企画課と建築、土木、上下水道事業を所管する建設課の2課に分課し、事務の効率化を図ることとし、企画課には国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の事務を担当する地方創生担当係を新設。また建設課には事務全般を担当する管理係を新設するものでございます。2点目といたしましては、著しい高齢化と、それに伴う要介護者の増加により今後医療・介護両方生活支援が一体的に提供される、新旧包括ケアシステムの構築を図る必要があることから、新たに地域支援推進室を設け、地域包括支援係を新設するもので、現福祉課に属します地域包括支援センターを併設し、包括支援センターの機能に加え在宅医療や介護連携等の地域支援事業に対応すべく、職員の増員を含め、体制の強化を図るもので、本年4月1日より新機構に改めるものでございます。これら機構の見直しによりまして、現行の5課1局2委員会15係が6課1局1室2委員会18係になるものでございますが、機構の見直しにつきましてはその時代に即した改正が求められており、今後においても国の動向を注視しつつ、状況に応じて随時検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。

上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町課設置条例等の一部改正）

第1条 上砂川町課設置条例（平成元年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画振興課」を「企画課」に改め、

「企画課」の次に「建設課」を加え、「福祉課」の次に「地域支援推進室」を加える。

第2条中「企画振興課」を「企画課」に改め、「企画課」の次に「建設課」を加え、「福祉課」の次に「地域支援推進室」を加え、項をそれぞれ次のように改める。

企画課

- (1) 主要施策の総合企画調整に関すること。
- (2) 過疎対策に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 産炭地域振興及び地域活性化に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) 広報、広聴に関すること。
- (8) 自治住民運動及び住民意向の把握調整に関すること。
- (9) 商業、鉱工業及びその他産業の振興に関すること。
- (10) 労働福祉に関すること。
- (11) 企業誘致に関すること。
- (12) 国民休養施設に関すること。
- (13) 上砂川振興公社に関すること。
- (14) 地方創生に関すること。

建設課

- (1) 土木に関すること。
- (2) 道路及び河川に関すること。
- (3) 建築に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 都市計画に関すること。
- (6) 土地開発及び公有地の拡大の推進に関すること。
- (7) 上水道に関すること。
- (8) 下水道に関すること。

福祉課

- (1) 保健予防に関すること。
- (2) 町立歯科診療所に関すること。
- (3) 児童及び母子寡婦福祉に関すること。

- (4) 老人福祉に関すること。
- (5) 心身障害者福祉に関すること。
- (6) その他の福祉に関すること。
- (7) 町立診療所に関すること。
- (8) 特別養護老人ホームに関すること。
- (9) 老人保健施設に関すること。
- (10) デイサービスセンターに関すること。

地域支援推進室

- (1) 地域包括支援センターに関すること。
- (2) 包括的支援事業に関すること。
- (3) 介護認定に関すること。

(上砂川町議会委員会条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クをケとし、キをクとし、力をキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 企画課の所管に関する事務

第2条第2号ア中「企画振興課」を「建設課」に改め、同号エ中「福祉医療センター」の次に「及び地域支援推進室」を加える。

(上砂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年上砂川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画振興課」を「建設課」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第3号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3をご参照願います。このたびの改正は、行政手続法の一部を改正する法律の公布に伴い、この法律に準拠し規定しております上砂川町行政手続条例等の関係条項の一部を改正するものでございます。

現行不服申し立ては、行政処分により不利益を受けた場合、行政に不服を申し出る仕組みであります。法改正に伴い、制度見直しにより、それ以外の処分を求める申し出及び行政指導の中止を求める申し出が新たに規定されたものであり、見直し内容の1点目は、国民が法令に違反の事実を発見した場合において、その是正のための処分等がされていないと思う場合に、当該処分等を行う行政庁に対し申し入れて、処分等を求めることができる制度を創設するものでございます。

2点目は、法律に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた事業者が当該行政指導が法律に規定する要件に適合しないと思う場合に行政庁に対しその旨を申し出て、中止を求めることができる制度を創設するものでございます。

以上2点が主な見直し内容となっております

が、今回の法改正は行政指導の手続の透明性を高め、もって国民の権利、利益の保護を図ることが目的とされております。

それでは、本文に入らせてまいります。上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町行政手続条例の一部改正）

第1条 上砂川町行政手続条例（平成9年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

（1）当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

（2）前号の条項に規定する要件

（3）当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した

申出書を提出してしてなければならない。

(1) 申出をする者の指名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の指名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当

該処分又は行政指導をしなければならない。

(上砂川町税条例の一部改正)

第2条 上砂川町税条例（昭和25年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第4号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第4号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第4号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、児童福祉法の改正及び子ど

も・子育て支援法の施行に伴いまして上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、これまで居宅内外で働くことを常態にしているなど保育に欠ける事由を規定していた保育の実施に関しては、児童福祉法に基づき本条例で定めておりましたが、本年4月から施行する子ども・子育て支援法の規定による内閣府令に定める事由により実施することとされ、本町規則において別に定めることから、本条例から保育の実施に関する事項を削るものでございます。また、保育料の規定につきましても児童福祉法から子ども・子育て支援法に基づくものに移行されることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例（昭和28年5月9日上砂川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上砂川町保育所設置条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、保育所の設置に関し定めることを目的とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条を次のように改める。

（保育費用）

第5条 町長は保育所に入所した児童の扶養義務者から保育費用を徴収する。

2 保育費用の額は、規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第5号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、し尿及び浄化槽汚泥を本年4月から石狩川流域下水道組合奈井江浄化センターで処理することに伴い、浄化槽汚泥処分手数料の徴収を町で行うことから、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第5号について内容の説明をいたします。

町内における浄化槽汚泥の収集業務につきましては、町外の業者が事業所や各家庭の汚泥を収集後砂川地区保健衛生組合歌志内衛生センターに搬

入し、処理を行っていましたが、このたび石狩川流域下水道組合奈井江浄化センターの前処理施設が完成し、本年4月より当センターがし尿及び浄化槽汚泥の処理を開始することに伴い、浄化槽汚泥処分手数料の徴収方法及び支払い方法が変更となります。これまでは収集業者が直接砂川地区保健衛生組合に浄化槽汚泥処分手数料を納めておりましたが、今後は各市町が徴収し、当センターに対し負担金として支払いすることから、これを当初予算に計上するとともに、本条例中手数料の種類に新たに浄化槽汚泥処分手数料の項目を加えるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第21条関係）第3項の次に次の1項を加える。

4、浄化槽汚泥処分手数料、浄化槽における汚泥の処分、10リットル、14円。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号 議案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第6号と日程第17、議案第7号につきましては、関連性がございましたので、一括議題とし、提案理由及び内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてと日程第17、議案第7号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定については一括議題といたします。

それでは、議案第6号と議案第7号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第6号及び議案第7号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものである。

続きまして、議案第7号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について。

教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第6号並びに議案第7号について一括して内容の説明をいたします。

資料ナンバー4をご参照願います。このたびの

改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正地方教育行政法の施行に伴い、関係条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

改正地方教育行政法の主な内容につきまして、本年1月16日開催の議員全員協議会においてご説明をさせていただきましたが、改正内容の1点目は地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を目的とし、教育委員長と教育長を一体とした新教育長を首長が選任すること、2点目は首長との連携強化を図ることを目的とし、教育行政を協議する首長が主宰する総合教育会議を設置することとなったところであります。

改正の内容でございます。初めに、議案第6号、第1条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、改正地方教育行政法の施行によりまして、新教育長は町長が議会の同意を得て任命する職となり、地方公務員法上特別職の身分を有することになることから、現行の条例に追加するものでございます。

第2条の特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部改正でございますが、改正地方教育行政法の施行によりまして、教育委員長制度が廃止されることから、条例で定める別表を整理するものでございます。

第3条の上砂川町職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、新教育長は特別職として定められたことにより、条例で定める別表に教育長を追加するものでございます。

第4条の上砂川町議会委員会条例の一部改正でございますが、第2条と同様に法律の改正により教育委員長制度が廃止されることから、条文中の委員長を教育長に改めるものでございます。

次に、議案第7号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定でございますが、地方教育行政法では教育長は常勤であることと勤務時間中の職務専念義務が課せられ

ていることから、勤務時間及び職務に専念する義務の免除について条例で定めるものでございます。また、本条例の制定と議案第6号の第1条の改正に伴い、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は附則におきまして廃止するものでございます。

施行日は、いずれも平成27年4月1日でございます。

なお、現在の教育長が教育委員としての任期中においては現行どおりとなりますことから、経過措置を設けておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中ウをエとし、イの次に次を加える。

ウ 教育長

別表副町長の項の次に次の1項を加える。

教育長、63万円。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例(昭和26年上砂川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「委員長にあつては6,300円を増額する。」及び「教育長たる委員を除く。」を削る。

(上砂川町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町職員の旅費に関する条例(昭和33年上砂川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「副町長」の次に「、教育長」を加える。

別表第2中「副町長」の次に「、教育長」を加える。

(上砂川町議会委員会条例の一部改正)

第4条 上砂川町議会委員会条例(昭和62年上砂川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

続きまして、議案第7号でございます。教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(勤務時間)

第2条 教育長の勤務時間等は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

(教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止)

3 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年上砂川町条例第24号)は廃止する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長(堀内哲夫) 日程第18、議案第8号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第8号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,685万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」

による。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、
よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求め
ます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により
まして、議案第8号について内容の説明をいたし
ます。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補
正。1、歳入、1款町税1,440万円の追加で、1
億6,940万5,000円となります。

1項町民税1,440万円の追加で、8,765万3,000
円となります。

9款地方交付税1,460万2,000円の追加で、15億
8,460万2,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

12款使用料及び手数料230万円の減額で、1億9,
589万4,000円となります。

3項証紙収入230万円の減額で、1,747万8,000
円となります。

13款国庫支出金4,579万1,000円の追加で、2億
6,671万1,000円となります。

1項国庫負担金735万1,000円の追加で、1億4,
628万6,000円となります。

2項国庫補助金3,844万円の追加で、1億1,838
万9,000円となります。

14款道支出金908万6,000円の追加で、1億2,29
1万1,000円となります。

1項道負担金、717万3,000円の追加で、1億81
万7,000円となります。

2項道補助金247万7,000円の追加で、1,144万6,
000円となります。

3項道委託金564万円の減額で、1,064万8,000
円となります。

15款財産収入40万円の追加で、1,875万6,000円

となります。

1項財産運用収入40万円の追加で、1,472万5,000
円となります。

16款寄附金322万7,000円の追加で、323万8,000
円となります。

1項寄附金、同額であります。

19款町債1,532万円の減額で、2億1,838万円と
なります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金311万4,000円の追加で、6,480万7,0
00円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が7,300万円の追加で、27億8,685万円
となります。

2、歳出、1款議会費6万2,000円の追加で、4,
284万9,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費7,903万4,000円の追加で、2億2,34
6万8,000円となります。

1項総務管理費8,192万3,000円の追加で、1億
9,337万1,000円となります。

4項選挙費291万7,000円の減額で、709万8,000
円となります。

6項監査委員費2万8,000円の追加で、109万円
となります。

3款民生費2,682万6,000円の追加で、6億4,94
1万9,000円となります。

1項社会福祉費2,799万2,000円の追加で、5億
8,547万7,000円となります。

2項児童福祉費116万6,000円の減額で、6,140
万2,000円となります。

4款衛生費875万9,000円の追加で、2億5,755
万4,000円となります。

1項保健衛生費1,060万2,000円の追加で、1億
4,680万9,000円となります。

2項清掃費184万3,000円の減額で、1億1,124
万5,000円となります。

8款土木費2,803万8,000円の減額で、3億2,93

5万1,000円となります。

1 項土木管理費1,388万6,000円の減額で、8,028万8,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,153万2,000円の減額で、1億2,079万2,000円となります。

3 項住宅費262万円の減額で、1億2,827万1,000円となります。

9 款消防費1,082万6,000円の減額で、1億7,401万9,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費258万4,000円の減額で、9,921万3,000円となります。

2 項小学校費157万7,000円の減額で、3,433万6,000円となります。

3 項中学校費100万7,000円の減額で、3,715万3,000円となります。

12 款公債費23万3,000円の減額で、4億884万1,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が7,300万円の追加で、27億8,685万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費、款、項、事業名、事業費。2 款総務費、1 項総務管理費、地域消費喚起・生活支援型事業、1,916万3,000円、地方創生先行型事業、5,381万6,000円、合計7,297万9,000円。

第3表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、7,800万、8,288万円、過疎地域自立促進特別事業、4,700万、4,860万、橋りょう長寿命化補修事業、1,220万、1,050万、除雪車更新事業、1,180万、390万、消防施設整備事業、2,850万、1,630万。

事項別明細書、10ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます、減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明をさせていただきます、よろし

くお願いいたします。

3、歳出、議会費、議会費、1 目議会費6万2,000円の追加で、4,284万9,000円となります。1 節報酬6万2,000円の追加は、議会構成がえによる経費を見込む計上で計上したものであります。

総務費、総務管理費、1 目一般管理費462万7,000円の追加で、4,735万3,000円となります。18 節備品購入費は、新採用のパソコン購入費等100万円を計上するものであります。25 節積立金では、財政調整基金への利息分40万円、地域振興基金へ187万円、ふるさとづくり基金のふるさと納税分135万7,000円を積み立てるものであります。

5 目財産管理費120万円の追加で、2,793万8,000円となります。成寿苑ボイラーの修繕料であります。

11 目地域振興費311万7,000円の追加で、975万4,000円となります。中央バス維持助成金311万7,000円計上するものでございます。

12 目地方創生費7,297万9,000円の追加で、7,297万9,000円となります。新たに目を設けております。

お手元に配付しておりますA3、2 枚物の資料をご参照願いたいと思います。地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、2 月9 日開催の議員全員協議会でご説明したとおり、一部新規事業はありますが、ほとんどの事業が当初予算からの組みかえとなっております。

それでは、初めに地域消費喚起・生活支援型事業につきまして説明をさせていただきます。交付限度額は1,201万7,000円となっております。主な事業のみご説明いたします。プレミアム付商品券発行事業、例年1,000セット販売しているプレミアムつき商品券を4,000セットに拡大し、2 セットずつ2 回に分けて販売するもので、割り増し率は20%、割り増し分は800万円で、このうち北海道から20%の5%分200万円が負担されるもので、事務費100万円と合わせ、900万円を計上するものでございます。

続きまして、ふるさとプレミアムつき宿泊券、町内の観光宿泊施設であるパンケの湯のPRと消費喚起を図るため、プレミアムつき宿泊券のプレミアム分を助成するもので、通常1泊2食8,600円のを3,600円で販売するものです。助成額につきましては、差額分5,000円の200人分を見込み、100万円を計上するものでございます。

2つ飛ばしまして、少子化対策、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、現在実施している育児用品購入券贈呈事業のほかに保育料の軽減として子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、保育料を30%引き下げのものです。261万4,000円の歳入減となります。

交付金対象事業費合計が1,916万3,000円となります。

次ページをごらん願います。次に、地方創生先行型事業、基礎交付限度額は3,961万9,000円となっております。主な事業についてご説明いたします。地方版総合戦略策定経費、地方版総合戦略策定に伴い、人口ビジョンや総合戦略の策定の経費と上砂川町総合戦略策定委員会の経費、合わせて560万3,000円を計上するものであります。

次に、移住定住の促進、人口減少に歯どめをかけるため、家を新築もしくは住宅を購入した及び町内に転入した際に奨励金を交付し、移住の促進及び定住を図るもので、住宅の新築につきましては基本要件として住宅を新築した場合、現行20万円を150万円に拡大し、新たに加算要件を設け、町外から転入した世帯主で20万、単身者で10万円を加算するものであります。中古住宅購入につきましては、現行20万円を50万円に拡充、就業者奨励金、世帯主、現行10万円を20万円に、単身者、現行5万円を10万円に拡大するもので、450万円を計上するものであります。

1つ飛ばしまして、観光振興対策事業、パンケの湯において無線でインターネットに接続できるWiFiの設置130万円、ニジマス特産品化推進事業400万円、合わせて530万円を計上するもの

であります。

少子化対策事業であります。若い世代の経済的負担を軽減し、結婚、妊娠、出産、子育て等切れ目のない効率的かつ効果的な施策を講じ、移住定住を促進するため、3段目の保育環境の整備として、安心、安全な保育環境の充実を図るため、保育園の遊具等の整備を行うことで280万円を計上。5つ飛びまして、学力向上対策事業は学力向上を目的として各学校から提案の提案事業に対し助成するもので、小学校においては学力向上支援合宿事業、放課後・長期休業期間学力支援事業、中学校においては中学生学力向上支援対策事業に合わせて183万円を計上するものでございます。その下でございます。高校就学費等助成事業は、高校に通学する子供を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、年間1人当たり5万円を助成するもので、320万円を計上するものであります。高校生以下医療費助成事業、医療費等の自己負担等を全額助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもので、234万2,000円を計上するものであります。1段飛びまして、各町遊園地整備事業、子供たちが安全、安心して遊べる居場所として遊園地の遊具を年次的に更新するため、300万円を計上するもので、平成27年度は下鶉の遊具を更新いたします。少子化対策事業、全て事業費合わせまして2,253万7,000円を計上するものであります。

高齢者等生活支援事業、高齢者の生活や生きがい対策を支援するため、2番目の在宅高齢者等除雪費助成、シーズン契約をしている方に助成するもので、150万円計上するものであります。高齢者等生活支援事業は、3事業で589万1,000円を計上するものであります。

交付金対象事業費合計が5,381万6,000円となるもので、それぞれ各節ごとに予算計上したところでもあります。なお、現在国と協議中であり、変更することもあると思いますので、そのときは改めて説明をしたいと思います。

予算書の13ページにお戻り願います。総務費、

選挙費、1目町長選挙費235万3,000円の減額で、73万6,000円となります。無投票に伴う精査であります。

1目衆議院議員選挙費56万4,000円の減額で、433万6,000円となります。精査であります。

総務費、監査委員費、1目監査委員費2万8,000円の追加で、109万円となります。構成がえによる経費を見込み、計上したものであります。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費5,476万7,000円の追加で、3億7,574万9,000円となります。主なものは、20節扶助費、利用者増に伴い障害者自立支援費で1,500万円の追加と、28節繰出金3,922万6,000円の追加は国民健康保険基盤安定分として繰り出しするものであります。

次ページであります。2目老人福祉費75万円の減額で、823万1,000円となります。精査であります。

5目介護保険費383万2,000円の減額で、8,273万9,000円となります。空知中部広域連合負担金の精査であります。

8目後期高齢者医療費1,196万8,000円の減額で、7,248万8,000円となります。19節、療養給付費負担金の精査が主なものであります。

9目臨時福祉給付金給付事業費1,022万5,000円の減額で、1,614万円となります。臨時福祉給付金事業終了に伴う精査であります。

民生費、児童福祉費、2目保育所費116万6,000円の減額で、1,493万3,000円となります。7節賃金131万6,000円の減額は代替保育士賃金の精査で、18節備品購入費はベビーベッド購入費として15万円計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費1,325万6,000円の追加で、1億1,305万9,000円となります。20節扶助費は妊婦健康診査の精査で、18節繰出金は水道事業会計に1,348万7,000円繰り出しするものであります。

2目予防費169万3,000円の減額で、1,000万1,000円となります。いずれも精査であります。

3目環境衛生費96万1,000円の減額で、2,324万9,000円となります。いずれも精査であります。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費45万1,000円の追加で、7,479万9,000円となります。11節需用費103万5,000円の追加は、処分場ブルドーザ等の修繕料であります。

3目し尿処理費229万4,000円の減額で、3,618万8,000円となります。一部事務組合負担金の精査であります。

土木費、土木管理費、1目土木総務費1,388万6,000円の減額で、8,028万8,000円となります。下水道特別会計繰出金の精査が主なものであります。

次ページであります。土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費1,153万,000円の減額で、1億2,079万2,000円となります。11節需用費では緑が丘ロードヒーティングの電気料として160万円を追加するもので、13節委託料255万4,000円の減額と15節工事費259万円の減額はそれぞれ設計業務と工事費の精査であり、18節備品購入費798万8,000円の減額は除雪車購入費の入札執行残の精査であります。

土木費、住宅費、1目住宅管理費35万円の追加で、7,570万8,000円となります。東鶉団地ロードヒーティングの電気料として35万円を追加するものであります。

2目公営住宅建設費297万円の減額で、5,256万3,000円となります。水洗化工事の精査であります。

消防費、消防費、1目消防費1,082万6,000円の減額で、1億7,401万9,000円となります。消防庁舎実施設計の入札減による精査であります。

教育費、小学校費、1目学校管理費71万円の減額で、2,197万7,000円となります。

2目教育振興費86万7,000円の減額で、1,235万9,000円となります。いずれも精査であります。

教育費、中学校費、1目学校管理費24万3,000円の減額で、2,950万円となります。

2目教育振興費76万4,000円の減額で、765万3,000円となります。いずれも精査であります。

公債費、公債費、1目元金17万5,000円の追加で、3億5,644万7,000円となります。

2目利子40万8,000円の減額で、5,239万4,000円となります。いずれも臨時財政対策債利率見直しによる精査であります。

次に、7ページ、歳入であります。2、歳入、町税、町民税、1目個人220万円の追加で、6,750万円となります。所得割の追加であります。

2目法人1,220万円の追加で、2,015万3,000円となります。法人税割の追加であります。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1,460万2,000円の追加で、15億8,460万2,000円となります。普通交付税を追加するものであります。

使用料及び手数料、証紙収入、1目証紙収入230万円の減額で、1,747万8,000円となります。精査であります。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金735万1,000円の追加で、1億4,628万6,000円となります。障害者自立支援費の歳出増加に伴う精査が主なものであります。

国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金5,163万6,000円の追加で、5,831万6,000円となります。2節地方創生費補助金5,163万6,000円の追加は、交付限度額全額を計上するものであります。

2目民生費補助金1,022万5,000円の減額で、2,041万5,000円となります。臨時福祉給付金給付事業終了に伴い、歳出同額を減額するものであります。

次ページであります。4目土木費補助金297万1,000円の減額で、3,928万4,000円となります。歳出減に伴う精査であります。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金725万円の追加で、8,612万円となります。歳出増に伴う精査であります。

2目保険基盤安定拠出金7万7,000円の減額で、1,469万7,000円となります。精査であります。

道支出金、道補助金、1目総務費補助金247万7,000円の追加で、252万7,000円となります。1節総務管理費補助金47万7,000円の追加は、電源立地地域対策交付金確定額を計上するもので、2節地方創生費補助金はプレミアム付商品券発行业業交付金において道の5%分の補助金200万円を計上するものであります。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金56万4,000円の減額で、1,062万1,000円となります。衆議院選挙費の歳出減に伴う精査であります。

財産収入、財産運用収入、2目利子及び配当金40万円の追加で、40万1,000円となります。歳出同額を追加するものであります。

寄附金、寄附金、1目寄附金322万7,000円の追加で、323万8,000円となります。歳出同額を追加するものであります。

町債、町債、1目総務債648万円の追加で、1億3,148万円となります。同意予定額を追加するものであります。

3目土木債960万円の減額で、4,460万円となります。

4目消防債1,220万円の減額で、1,630万円となります。いずれも歳出減に伴う精査であります。

繰越金、繰越金、1目繰越金、311万4,000円の追加で、6,480万7,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第9号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提

案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,383万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第9号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税510万円の減額で、6,086万4,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金1,022万6,000円の追加で、8,295万2,000円となります。

1項一般会計繰入金3,922万6,000円の追加で、8,295万2,000円となります。

2項基金繰入金2,900万円の減額でございます。

歳入合計が512万6,000円の追加で、1億4,383万3,000円となります。

2、歳出、1款総務費512万6,000円の追加で、1億4,367万8,000円となります。

1項総務管理費512万6,000円の追加で、1億4,231万4,000円となります。

歳出合計が512万6,000円の追加で、1億4,383万3,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出であります。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費512万6,000円の追加で、1億4,231万4,000円となります。広域連合負担で医療費の増加によりまして医療給付費で244万9,000円、介護給付費等で165万4,000円を追加するほか、後期高齢者支援金を54万9,000円減額、前年度決算精算金として157万2,000円を追加するものであります。

4ページ、歳入であります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税510万円の減額で、5,591万4,000円となります。被保険者及び所得の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金3,922万6,000円の追加で、8,295万2,000円となります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金2,900万円の減額であります。当初予算で計上しておりました基金繰入金を減額し、一般会計繰入金を増額し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、議案第10号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第10号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ505万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,635万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料460万円の減額で、5,344万9,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

4款繰入金57万7,000円の減額で、2,251万1,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款繰越金11万9,000円の追加で、11万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が505万8,000円の減額で、7,635万4,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金505万8,000円の減額で、7,466万8,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が505万8,000円の減額で、7,635万4,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出であります。3、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金505万8,000円の減額で、7,466万8,000

円となります。19節負担金、補助及び交付金505万8,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の精査により、保険料負担金で458万4,000円の減、事務費負担金で47万4,000円の減でございます。

4ページ、歳入に参ります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料320万円の減額で、4,026万2,000円、2目普通徴収保険料140万円の減額で、1,318万7,000円となります。いずれも被保険者数の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目事務費繰入金47万4,000円の減額で、291万4,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金10万3,000円の減額で、1,959万7,000円となります。いずれも精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金11万9,000円の追加で、11万9,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後12時59分

○議長（堀内哲夫） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第21、議案第11号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第11号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,380万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,658万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第11号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料50万円の追加で、3,248万6,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款繰入金1,430万6,000円の減額で、7,231万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が1,380万6,000円の減額で、1億4,658万8,000円となります。

2、歳出、1款下水道費167万6,000円の減額で、3,751万2,000円となります。

1項下水道整備費167万6,000円の減額で、2,958万9,000円となります。

2款公債費1,213万円の減額で、1億897万6,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が1,380万6,000円の減額で、1億4,658万8,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費167万6,000円の減額で、1,973万円となります。19節負担金、補助及び交付金303万6,000円の減額は石狩川流域下水道組合負担金の負担率等の精査によるもので、27節公課費136万円の追加は消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

公債費、公債費、1目元金1,004万円の減額で、8,607万7,000円となります。

2目利子209万円の減額で、2,289万9,000円となります。いずれも借り入れ先と据置期間の変更によるものでございます。

4ページ、歳入に参ります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料50万円の追加で、3,248万6,000円となります。滞納繰り越し下水道使用料の精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,430万6,000円の減額で、7,231万円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第22、議案第12号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第12号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び平成26年度

上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第3号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,349万9,000円、補正予定額774万7,000円、計1億6,124万6,000円。

第1項営業収益、9,232万2,000円、200万円の減額、9,032万2,000円。

第2項営業外収益、6,117万7,000円、974万7,000円、7,092万4,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億5,349万9,000円、補正予定額774万7,000円、計1億6,124万6,000円。

第1項営業費用、1億996万5,000円、60万円、1億1,056万5,000円。

第2項営業外費用、4,343万4,000円、714万7,000円、5,058万1,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条及び補正予算（第1号）第2条並びに（第2号）第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予定額1億277万5,000円、補正予定額116万8,000円の減額、計1億160万7,000円。

第2項企業債、4,720万円、270万円の減額、4,450万円。

第4項他会計補助金、86万1,000円、374万円、460万1,000円。

第5項道補助金、385万円、220万8,000円の減額、164万2,000円。

次ページです。

（支出）

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億5,688万6,000円、補正予定額116万8,000円の減額、計1億5,571万8,000円。

第2項建設改良費、7,075万円、116万8,000円の減額、6,958万2,000円。

（企業債）

第4条 補正予算（第1号）第3条に定めた、企業債の限度額「4,720万円」を「4,450万円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 補正予算（第3号）第4条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「5,942万3,000円」を「6,917万円」に改め、予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「86万1,000円」を「460万1,000円」に改める。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第12号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成26年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益774万7,000円の追加で、1億6,124万6,000円となります。

1項営業収益200万円の減額で、9,032万2,000円となります。

1目給水収益200万円の減額で、9,018万円となります。

2項営業外収益974万7,000円の追加で、7,092万4,000円となります。

2目繰入金974万7,000円の追加で、6,917万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用774万7,000円の追加で、1億6,124万6,000円となります。

1 項営業費用60万円の追加で、1 億1,056万5,000円となります。

1 目原水及び浄水費60万円の追加で、1,551万2,000円となります。

2 項営業外費用714万7,000円の追加で、5,058万1,000円となります。

1 目支払い利息及び企業債取扱費130万円の減額で、3,655万3,000円となります。

2 目雑支出872万8,000円の追加で、944万8,000円となります。

3 目消費税及び地方消費税28万1,000円の減額で、458万円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出、資本的収入、1 款資本的収入116万8,000円の減額で、1 億160万7,000円となります。

2 項企業債270万円の減額で、4,450万円となります。

1 目企業債、同額であります。

4 項他会計補助金370万円の追加で、460万1,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

5 項道補助金220万8,000円の減額で、164万2,000円となります。

1 目道補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出116万8,000円の減額で、1 億5,571万8,000円となります。

2 項建設改良費116万8,000円の減額で、6,958万2,000円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費96万5,000円の減額で、6,593万5,000円となります。

2 目配水管整備事業費20万3,000円の減額で、364万7,000円となります。

事項別明細書、5 ページ、収益的支出であります。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1 目原水及び浄水費60万円の追加で、1,551万2,000円となります。浄水場電気料60万円の追加でございます。

水道事業費用、営業外費用、1 目支払い利息及

び企業債取扱費130万円の減額で、3,655万3,000円となります。一時借入金利息の精査によるものでございます。

2 目雑支出872万8,000円の追加で、944万8,000円となります。消滅時効5年経過の水道料金を不納欠損するものでございます。

3 目消費税及び地方消費税28万1,000円の減額で、458万円となります。消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1 目給水収益200万円の減額で、9,018万円となります。家事用使用量減による精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、2 目繰入金974万7,000円の追加で、6,917万円となります。収支不足分について一般会計繰入金を充当するものでございます。

次に、6 ページ、資本的支出でございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費96万5,000円の減額で、6,593万5,000円となります。浄水施設電気計装設備更新工事の執行残の精査でございます。

2 目配水管整備事業費20万3,000円の減額で、364万7,000円となります。道道芦別砂川線歩道工事に伴う配水管移設工事の執行残の精査でございます。

資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債270万円の減額で、4,450万円となります。工事請負費の減額によります精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金374万円の追加で、460万1,000円となります。一般会計補助金を追加するものでございます。

資本的収入、道補助金、1 目道補助金220万8,000円の減額で、164万2,000円となります。配水管移設工事に伴う補償金の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の

説明を終わります。

◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第23、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、平成27年度の町政執行方針について申し述べさせていただきます。お手元に配付しております資料の1ページをお開き願います。

平成27年第1回上砂川町議会定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成26年4月に町長の重責を担わせていただき、2年目を迎えるとしております。この間、本町の重要課題の解決に向け、議員各位や町民の皆様のご協力を賜り、子育て支援や高齢者支援策の充実・強化を図るため、各種施策に取り組みながら町政を執行してまいりました。

さて、日本の経済は、安倍政権が進めたデフレ脱却を目指す成長戦略、アベノミクス効果により円安や株価回復など景気は回復傾向にありますが、地方においては、昨年4月の消費税引き上げや急激な円安による物価上昇などにより消費が低迷し、依然として景気の回復は実感できる状況に至っておりません。

このような中、アベノミクス効果を広く地方へ行き渡らすことを目指す新しい経済対策として、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を打ち出しており、その効果に期待をするものであります。

本町におきましては、少子高齢化・人口減少問題さらには財政健全化問題など多くの課題を抱える中、特に、少子高齢化・人口減少問題につきましては、税収等の減少など町政運営への影響を及ぼすほか、地域経済にも大きな影響を与える課題でもあり、一日も早い対策が求められております。

これまで、子育て支援、高齢者支援などの拡充

を図ってきたところでありますが、昨年制定されました「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略を策定しなければならないことから、この総合戦略により、さらなる子育て支援と高齢者支援策の充実のほか、雇用対策のための既存企業の育成や企業誘致活動を積極的に展開し、少子高齢化・人口減少に歯どめをかける移住定住促進を図りたいと考えております。

また、財政問題につきましては、地域経済の低迷や人口減少により町税等の増収は見込めず、依然として地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であり、国の財政状況によっては、さらに厳しい行財政運営を強いられることも想定されます。

健全財政の理念を忘れることなく、町民の価値観が多様化する中で、行政各分野での町民ニーズをしっかりと把握し、限られた財源を効果的に活用して、町の将来にとって何が有益なのかを常に意識し、将来に向け持続可能な行財政運営がなせるよう全力を傾注してまいります。

本年度も大変厳しい町政運営が想定されますが、このようなときこそ、しっかりと先を見据え、住民対話を大切にし、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく行政運営に努め、「町民の皆様とともに将来につながる活力ある、安全、元気、個性豊かなまちづくり」を目指し、職員とともに全力で取り組んでまいり所存でありますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成27年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援事業につきましては、昨年から実施している高校生以下医療費無料化を継続するとともに、保育料の引き下げを行い、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保育園につきましては、保育需要に応じた受け

入れ態勢を確保するとともに、遊具や施設備品の更新を行い、安心・安全な保育環境の充実を図ってまいります。

子育て交流室でのおひさまルーム事業につきましては、育児に関する相談が気軽にできる環境づくりに努めつつ、親子の要望を取り入れながら利用拡大を図ってまいります。

2. 高齢者や障害者に優しい町づくり

高齢者対策につきましては、住みなれた地域で安心して暮らせるため敬老祝品贈呈事業の祝い品の見直しや在宅高齢者等除雪費助成事業等を継続するとともに、新しい福祉サービスや生活支援事業について、社会福祉協議会と連携し検討してまいります。

障害者支援につきましては、地域において可能な限り自立して生活できるよう障害者総合支援法に基づき、各種支援事業を実施してまいります。

3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

健康づくりにつきましては、生活習慣病の予防と早期発見を目的として、健診機会のない若年者に健診の機会を提供する若年者健診を行い、発病及び重症化予防のため、健診結果でハイリスクとなった人を対象に二次健診を実施してまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、全地区が住民主体で実施されている「いきいき百歳体操」の全町大会を開催して、体操の安全確認と意識高揚を図ります。また、介護予防対象者や認知症高齢者等の早期発見・早期対応につなげるべく、在宅高齢者の健康状況の実態把握に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、介護制度の改正に伴い地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域包括支援センターの体制強化により、介護予防・日常生活支援総合事業などニーズに合ったサービス確保とサービス提供体制の推進に努めるとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族を見守り支える認知症サポーター

の増員を図ってまいります。

第二 教育と文化を育む町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり

新たな教育委員会制度の施行に伴い、本町においても総合教育会議を設置し、教育行政大綱の策定による次世代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努めるとともに、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、児童・生徒の基礎学力の向上を図るため、小中学校において新たに実施する事業に助成するとともに、近隣の大学との連携により学力向上を支援してまいります。

また、高校に通学する子供を持つ保護者に対し、就学経費等の一部を助成し、経済的負担を支援してまいります。

福井市鶉地区との交流事業につきましては、本年度は、鶉地区の小学生を受け入れる予定となっておりますので、引き続き小学生の交流事業を支援してまいります。

また、本年度より上砂川中学校の修学旅行先を母村である福井市に変更し、郷土史学習を取り入れることから、修学旅行費の一部を助成し保護者の負担増とならぬよう支援してまいります。

2. 生涯学べる町づくり

社会教育につきましては、乳幼児から高齢者までのさまざまな要望に応えるとともに、文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

各町児童公園につきましては、年次計画により各町児童公園内の遊具の更新を行い、子供たちの遊び場確保に努めてまいります。

このほか、具体的教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で環境に優しい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり

町営住宅の空戸対策につきましては、入居者の

理解を得ながら現在進めている住宅集約を継続するとともに、新たな「住宅マスタープラン」の策定と「町営住宅長寿命化計画」の見直しにより、今後の住宅政策の構築と管理戸数の適正化を図ってまいります。

居住環境の整備につきましては、下鶉地区及び鶉本町地区の屋根のふきかえや鶉若葉台地区の水洗化を進めるとともに、引き続き緑が丘地区と鶉地区の住宅改修を行い、快適性と利便性の向上を図ってまいります。

道路網の整備につきましては、町民生活の中心となる町道の安全確保を図るため、道路ストック安全点検を実施し、町道整備計画を策定するとともに、年次計画により実施している橋梁補修につきまして、本年度、八千代橋の補修を行います。

道道歩道整備につきましては、歩行者の安全確保を図るため、歩道未整備区間について、早期の完成に向け引き続き要請してまいります。

除排雪につきましては、より効率的な除排雪による生活道路の安全・安心対策や通行確保を図るため、除排雪体制の見直しを検討してまいります。

路線バスにかかわる交通の確保につきましては、利用者の減少による減便等が予想されますが、通院や通学など地域住民の足を守る観点により、バス会社及び関係機関と協議をし、便数確保に努めてまいります。

水道事業につきましては、水道施設の適正な維持管理に努め、生活水の安定供給と安全確保を図るため、老朽化の著しい鶉本町地区の配水管布設がえ整備を引き続き実施してまいります。

また、下水道事業につきましては、認可処理区域内の污水管整備が完了したことから、今後は適正な維持管理と下水道普及の向上に努めてまいります。

2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、心肺機能停止前の重症傷病者に対する輸液等の処置拡大行為の可能な救急救命士の養成により、救命率の向上を図って

まいります。

また、消防団員の防火衣等の計画更新により、魅力ある消防団づくりと新団員の加入促進や活動の充実強化を図ってまいります。

消防庁舎につきましては、建設後55年余経過し老朽化が激しいことから、建てかえをすべく作業を進めてまいりましたが、本年度より庁舎本体工事に着手してまいります。

地域防災につきましては、近年の気象変動による局地的集中豪雨や土砂災害などの自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画の見直しや迅速かつ的確な防災体制を確立させるとともに、既存の防災ハザードマップをガイドマップとして活用できるよう内容の見直しを行ってまいります。

また、災害時に適切な行動がとれるよう住民参加型の防災訓練を実施するとともに、被災時の避難生活に備えた災害備蓄品についても引き続き整備してまいります。

防犯対策につきましては、関係機関と連携し、犯罪や事故のない安全・安心な地域防犯の強化に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、交通事故死ゼロの日2,000日の達成と不幸な犠牲者を出さぬよう交通安全推進委員会などと連携し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全運動を通じて一層の推進を図ってまいります。

消費者保護対策につきましては、近年、増加が著しい高齢者を狙った多額の振り込め詐欺の新たな被害に遭わぬよう消費者被害防止ネットワークを中心に、関係機関・団体との連携を強化し、高齢者を対象とした消費者被害防止訪問講座の実施や、啓発用マグネットシート・町広報の折り込みチラシを作成するなど啓発運動をより一層進めてまいります。

管理不全な危険建物につきましては、町民及び地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、条例等に基づく所要の措置を講ずるととも

に、空き家バンク制度の創設による環境整備を図ってまいります。

3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携を図り、資源のリサイクルを一層進めるとともに、燃やせるごみを減量することで焼却ごみ処理費用の軽減が図られるため、町民の皆さんのご協力を得ながら推進してまいります。

し尿収集業務につきましては、石狩川流域下水道奈井江浄化センター内に前処理施設の完成により本稼働がされることから、効率的かつ円滑な処理を推進してまいります。

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の振興につきましては、商業者の自主性が重要であることから、消費者ニーズに応えられるよう、きめ細やかなサービスの提供に向けて商工会議所と連携を図るとともに、プレミアム付商品券発行事業の拡充による町内での消費喚起に努めてまいります。

工業の振興につきましては、誘致企業を含む既存企業の体質強化と経営安定のため、相談業務を強化するとともに、商工会議所を初め関係団体と密接な連携により、国・道の各種支援事業を活用しながら地場産業のさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に大きく依存することから、引き続き情報収集に努めてまいります。

また、既存企業の事業拡大に伴う雇用創出や設備投資に対しましては、国・道の支援制度や空知産炭地域総合発展基金等を活用した支援をするとともに、町道や公共施設等の維持管理のための町独自の雇用対策を継続してまいります。

本町の活性化対策につきましては、まちづくりに対する機運の醸成を図るため、若年層や関係機

関・団体の参画により、「まちおこしプロジェクト（仮称）」を創設し、今後の町づくりについて検討してまいります。

また、地域おこし協力隊制度を導入し、地域おこし活動や住民生活支援などの地域協力活動により、地域の活性化を図ってまいります。

3. 観光資源を生かした町づくり

観光対策につきましては、各種イベントを支援し交流人口の拡大を図るとともに、本町唯一の観光施設である上砂川岳温泉「パンケの湯」に対しても、観光入り込み客の増を図るため支援してまいります。

また、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入り込み客による経済波及効果も大きいことから、引き続き支援してまいります。

特産品の開発につきましては、振興公社においてニジマスの薫製販売に取り組んでおりますので、引き続き養殖技術や生産技術の向上、特産品としての確立と量産体制の構築や新商品の開発などが図られるよう支援してまいります。

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり

町民が主体性を持つ町づくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、町づくり町民会議や関係機関・団体との意見交換等を通じて町民のニーズを把握しながら、将来にわたり持続可能な町づくりを推進してまいります。

行政に対する町民の意向反映につきましては、あらゆる機会を通じて行政情報を提供し情報の共有化を図るとともに、町民が参加して意見を出しやすい環境づくりに努めてまいります。

自治会・町内会活動を中心とする地域コミュニティーにつきましては、人口減少と高齢化による活動の停滞に対応すべく、「地域サポート制度」による職員派遣の継続や地域と行政が連携した地域づくりにつとめてまいります。

町広報につきましては、見やすく読みやすいわかりやすい紙面づくりに努め、ホームページにつきましては、本年度リニューアルを行い、町内外へタイムリーで的確な情報発信に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、各種子育て支援施策の充実を図り、子供を産み育てやすい環境を整備するとともに、転入者・移住者の確保並びに定住促進を図るため、移住定住促進奨励金を拡充してまいります。

2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

財政運営につきましては、町税等の自主財源が乏しく、地方交付税に大きく依存する状況にあります。

本年度の財政見込みにつきましては、町税の増収は見込めず、地方交付税においては前年度と同程度が確保される見通しであるものの、今後は大幅な減額も想定されることから、効率的な財政運営に配慮しつつ、引き続き人口減少や少子高齢化対策に重点を置き、町民が安心・安全に暮らすことのできる事業予算を措置することといたしました。

また、公共施設等の老朽化が著しく、町営住宅を含め遊休施設や既存施設の今後の方向性を定めるため、公共施設等総合管理計画の策定に着手してまいります。

追加補正を含めた今後の財政運営につきましては、年度途中においての優先すべき課題や町民のニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努め、健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

3. 広域的な連携を進める町づくり

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため広い観点で検討が求められるものであり、昨年度、中空知5市5町において締結した定住自立圏につきましては、お互いに連携・協力できる具体的な事業を行うため共生ビジョンの補強を行い、圏域全体の活性化や町民に

とって住みやすい環境が図られるよう有効な活用を図ってまいります。

また、今後においても行政各般にわたり、多種多様な観点により将来的な財政負担の軽減と効率的な事務事業の推進のため、さらなる広域連携、広域行政の推進に努めてまいります。

4. まち・ひと・しごと創生総合戦略による町づくり

国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生総合戦略や地域経済の活性化に向けた取り組みが示されました。

人口減少問題や地方創生の推進など、喫緊の課題を抱える本町においても、平成27年度中に「地方人口ビジョン」と今後5カ年の目標や基本方針、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定が求められていることから、上砂川町総合戦略策定委員会を設置し、議会や関係機関・団体とも協議を行いながら、新たな雇用や人の流れの創出、若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい環境整備により誰もが安心して暮らせる地方版総合戦略を策定してまいります。

また、「地方版総合戦略」に先立って、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、プレミアム付商品券発行事業やふるさとプレミアムつき宿泊券、少子化対策事業並びに高齢者生活支援事業等の実施により、町内の消費喚起と子育て世帯や高齢者の施策の充実にも努めてまいります。

以上、平成27年第1回定例会に当たりましての私の所信を申し述べましたが、地方行政を取り巻く環境は、今まで以上に大きな変化を見せ、私たちはさらに機敏で柔軟な対応を迫られるものがあります。

本年度においても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、町民の皆さんの声を聞き、将来に向け最良の選択をしていく姿勢が求められる

もので、常に、創意工夫を重ね、新たな発想のもと、知恵と勇気を持って町づくりを進め、町民の皆さんが生涯にわたり安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となり全力で取り組んでまいる所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いからお願い申し上げます、平成27年度町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第6期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第24、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成27年第1回定例町議会の開会に当たり、平成27年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、教育委員会制度を大きく見直す改正地方教育行政法の4月1日施行に伴い、町長が設置する総合教育会議において教育委員会と一体となり、教育行政の大綱を策定し、次代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤とし、基礎・基本の「確か

な学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、学力向上対策として小中学校が主体的に実施し提案のありましたソフト事業に対し助成することにより、それぞれの学校の課題に即した事業を展開することにより基礎学力の向上と定着を図ってまいります。

全国学力調査により明らかになった課題の解決に向け、調査結果を分析・検証し、少人数だからこそできる個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行うとともに、引き続き朝読や漢字の書き取りを行う朝学習などにより基礎学力の定着と向上を図ってまいります。

また、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れられる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を継続してまいります。

また、放課後子ども教室の継続のほか、加配教員や巡回指導教員を活用し、複数の教員による授業を行い児童・生徒に合わせた指導をすることにより、全体の学力の底上げを図るとともに、近隣の大学との連携による学力向上についても取り組んでまいります。

家庭学習の推進につきましては、例年10月に実施される就学時健診時に同行する保護者に対し、家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」を実施するとともに、児童・生徒みずからが目標を立てて取り組む生活リズムチェックシートを活用した生活習慣の改善に努め、学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に努め、家庭の教育力向上を図ってまいります。

教職員の資質向上につきましては、学力の向上には教職員の専門性や指導力を高める必要があります。空知教育センターの研修講座など各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教師力」、「学校力」の向上に

学校全体で取り組み強化を図ってまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため「町民参観日」を継続実施し町民に開放するとともに、学校評議員制度の積極的活用と確固たる外部評価の導入に努め、学校・家庭さらに地域が一体となり地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めてまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的に、「頑張った児童・生徒顕彰」制度により表彰し、昨年度同様児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、現在の英語指導助手による中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校5・6年生については基礎学力の向上を目指すとともに、そのほかの学年や保育園児にあっても、英語になれ親しむための事業を継続してまいります。

フッ化物洗口事業につきましては、虫歯の予防に効果があることから、小学校においては引き続き実施し、児童の虫歯予防に努めてまいります。

学校給食につきましては、保護者負担の軽減を図るため給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続するとともに、衛生管理の徹底を図り安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

高校に通学する子供を持つ保護者の経済的負担の軽減を図るため「高等学校等通学費等助成事業」を実施してまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流につきましては、現在小学校3・4年生が社会科副読本により本町の歴史などを学んでいます。中学校においても修学旅行の訪問先を福井市鶉地区に変更することにより、全ての子供が実際に鶉地区を訪問し本町の歴史を学ぶ機会を提供するため、旅費の一部を助成し保護者の経費増とならぬよう実施してまいります。

また、昨年度は本町の小学校5・6年生4名が福井市鶉地区を訪問し、鶉小学校の児童や地域の方々との交流を行いましたので、本年度は、鶉小学校の児童を受け入れ鶉地区との交流を図ってまいります。

炭鉱館につきましては、本年度も町民ボランティアの運営管理により夏季期間の土・日等に開館し、炭鉱の歴史を後世に継承するとともに、子供たちに炭鉱を初めとした町について学ぶ機会を提供してまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別教育支援員を引き続き配置するとともに、砂川市ことばの教室に通学している児童・生徒の保護者に対し、通学費助成を継続し保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

小学校と保育園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、本町においては危惧すべき問題は発生していないものの、全国各地でいじめによる痛ましい事案が発生するなど、大きな社会問題となっておりますことから、道教委のアンケート調査のほかに「いじめを絶対見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなど早期発見・早期対応に努めてまいりますとともに、町いじめ防止条例の策定、町いじめ防止基本方針の策定について近隣市町の策定内容等を調査の上検討してまいります。

また、遅刻や欠席がふえるなど児童・生徒からのサインを見逃さないよう徹底するとともに、参観日を活用した保護者懇談などにより、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活

の動向把握及び接点を保ちつつ、スクールカウンセラーなどを活用し、児童・生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境の整備につきましては、中央小学校が建設後23年が経過し老朽化が著しいことから、校舎の大規模改修について検討を進めてまいります。

その他教育支援につきましては、教材費、部活動の各種大会参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費の助成を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

これまで社会教育活動の指針としてきた「第5次社会教育中期計画」が平成27年度をもって終了することから、本年度、社会教育委員を中心に「第6次社会教育中期計画」を策定してまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、町民ボランティアにより学校行事等の支援を行っており、今後もより多くの町民が学校に通う子供たちのためにさまざまな支援を行えるよう体制整備に努めてまいります。

読書活動につきましては、昨年度から町民センターで本の読み聞かせ事業を実施しておりますが、読書の楽しさをさらに多くの子供たちに広めてまいります。また、図書室に来て調べ物をする方が、効率よく調査できるよう利用者用インターネット端末を整備してまいります。

男女共同参画につきましては、男女共同参画推進協議会主催の男女がともに考える活動交流会の実施や各団体等の参加を支援してまいりますとともに、協議会に加盟する団体等の高齢化による解散や協議会への役員選出ができない状況が顕著と

なっていることから、協議会と今後のあり方について検討してまいります。

各町の遊園地につきましては、人口減により設置数や設置場所が現在の居住実態とそぐわないことから、子ども会育成連絡協議会と協議を行いながら、子供たちが安全に遊べる居場所として再編・遊具整備を年次計画で進めてまいります。

年代別事業につきましては、幼児期のおひさまルームや少年期の体験活動、青年・成人期の学習活動及び高齢期の寿学級を引き続き実施してまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術、文化の振興については、文化活動の中心的組織である文化協会主催の芸能際や郷土の美術祭と児童生徒作品展を同時に開催し、より多くの町民に観覧していただけるよう支援してまいります。

上砂川町の唯一の郷土芸能である「上砂川獅子神楽」につきましては、今後とも保存会に対し、普及活動及び指導者の育成について支援してまいります。

子ども鶉龍真太鼓につきましては、現在休止中ではありますが、子供たちに太鼓の楽しさを知ってもらい鶉龍真太鼓を後世に継承するため再開について検討してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力するとともに小学生を対象とした「スーパードッジボール大会」につきましては、子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催いたします。また、ニュースポーツにつきましては、各団体の意見を拝聴し、健康増進の観点から軽スポーツの普及に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行に当たりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、

万全を期し最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

どうもご苦労さまでした。

（散会 午後 1時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 27 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 11 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 10 時 51 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 2 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 3 号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 4 号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 5 号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 7 議案第 7 号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について
- 第 8 議案第 8 号 平成 26 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 9 議案第 9 号 平成 26 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 10 号 平成 26 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 11 号 平成 26 年度上砂川

町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 12 議案第 12 号 平成 26 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
※ 議案第 2 号～第 12 号までは、
質疑・討論・採決とする。

第 13 議案第 13 号 平成 27 年度上砂川町一般会計予算

第 14 議案第 14 号 平成 27 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

第 15 議案第 15 号 平成 27 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

第 16 議案第 16 号 平成 27 年度上砂川町下水道事業特別会計予算

第 17 議案第 17 号 平成 27 年度上砂川町下水道事業会計予算

※ 議案第 13 号～第 17 号までは、
予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、
予算特別委員会に付託する。

第 18 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

4 番	齋	藤	勝	男
5 番	数	馬		尚

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員 9 名で

す。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、斎藤議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第2号 議案第3号 議案第4号
議案第5号 議案第6号 議案第7号
議案第8号 議案第9号 議案第10号
議案第11号 議案第12号

○議長(堀内哲夫) 日程第2、議案第2号から日程第12、議案第12号については、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第2号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第3号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 上砂川町行政手続条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第4号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町保育所設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第5号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第7号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第8号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第9号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第10号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第11号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第12号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたしま

す。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第13号 議案第14号 議案第15号
議案第16号 議案第17号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第13号から日程第17、議案第17号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由及び予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算から日程第17、議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第13号から議案第17号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算から議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算までについて提案理由を申し述べますの

で、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文、1ページをお開き願います。議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算。

平成27年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,560万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

次ページでございます。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一
続きまして、115ページをお開き願います。議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ1億8,018万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、123ページをお開き願います。議案第15号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,932万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、131ページをお開き願います。議案第16号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成27年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,882万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、147ページをお開き願います。議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成27年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,785戸

(2) 年間給水量36万9,438立方メートル

(3) 1日平均給水量1,012立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億4,881万3,000円。第1項営業収益8,878万8,000円。第2項営業外収益6,002万5,000円。

支出、第1款水道事業費用1億4,881万3,000円。第1項営業費用1億761万円。第2項営業外費用4,110万3,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,213万8,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

次ページでございます。

収入、第1款資本的収入7,537万9,000円。第1項出資金4,087万9,000円。第2項企業債2,470万円。第3項国庫補助金875万8,000円。第4項他会計補助金104万2,000円。

支出、第1款資本的支出1億2,751万6,000円。第1項企業債償還金9,301万6,000円。第2項建設改良費3,450万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、2,470

万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費2,303万3,000円。

（他会計からの補助金）

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、5,823万7,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、104万2,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,087万9,000円とする。

平成27年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山光一

以上、議案第13号から17号まで提案理由を申し述べましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第13号 平成27年度一般会計予算から議案第17

号 平成27年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。お手元に配付しております予算の大綱を読み上げ説明をさせていただきます。その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、各会計予算の大綱の1ページでございます。平成27年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により、一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めなければなりません。

このような財政状況の中にあっても、本町の重点課題であります人口減少対策のための移住定住施策、子育て支援施策のほか、高齢者施策、防災対策、雇用施策、教育関連施策の充実など、子供からお年寄りまで全ての町民が安心して暮らせる町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第6期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところです。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で30億6,560万円、特別会計4会計で6億7,467万円、合計が37億4,027万円となっております。

以下、平成27年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。前年度の一般会計予算につきましては、昨年4月に町長選挙がとり行われたことから、義務的、経常的経費を中心とした骨格予算でありましたが、本年度は政策的な経費も取り込んだ通常予算となり、予算規模は30億6,560万円で、前年度比24.6%、6億590万円の増となりました。

増額の主な要因は、防災の拠点施設である上砂川消防庁舎建設事業に係る負担金の増によるものですが、重点施策であります人口減少対策、少子高齢化対策、雇用施策、教育関連施策などに係る経費を補正予算とあわせて予算計上したところがあります。

次ページであります。次に、歳入の概要でござ

います。6ページもあわせてごらん願います。町税、固定資産税や軽自動車税など前年度比2.2%減の1億5,160万円としました。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税、普通交付税で13億5,800万円、特別交付税で2億2,000万円を見込み、前年度対比0.5%増の15億7,800万円としました。

国庫支出金、橋りょう長寿命化補修事業に対する補助金や障害者自立支援費に対する負担金など、前年度比17.1%増の2億210万3,000円としました。

道支出金、障害者自立支援費に対する負担金や北海道知事道議会議員選挙委託金など、前年度比16.1%増の1億1,868万5,000円としました。

諸収入、包括的支援事業費や介護予防事業費など、前年度比25.7%減の3,388万3,000円としました。

町債、消防施設整備事業債など、前年度比412.6%増の7億1,350万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページもあわせてごらん願います。人件費、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比1.4%減の5億6,189万2,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比10.4%増の3億1,742万4,000円としました。

公債費、平成26年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比1.1%減の4億468万3,000円としました。

物件費、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比0.6%減の2億4,669万9,000円としました。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比3.3%減の5億2,400万1,000円としました。

投資的経費、消防庁舎建設費や町営住宅水洗化及び道路維持費など、前年度比517.7%増の7億925万8,000円としました。

貸付金、中小企業融資貸付金により、前年度比17.3%減の1,100万円としました。

繰出金、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比7.1%増の2億6,163万6,000円としました。

次ページでございます。続きまして、各特別会計の予算の概要でございます。5ページもあわせてごらん願います。国民健康保険事業特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比29.9%増の1億8,018万6,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比2.6%減の7,932万9,000円としました。

下水道事業特別会計、下水道施設の管理経費など、前年度比10.3%減の1億3,882万5,000円としました。

水道事業会計、収益的収支では人件費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本費合計で前年度比7.1%減の2億7,632万9,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。また、平成27年度の主要事業につきましては、8ページから13ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第13号、一般会計予算でございます。3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。次ページでございます。歳入、1款町税1億5,160万円、1項町民税7,379万9,000円、2項固定資産税4,867万4,000円、3項軽自動車税514万2,000円、4項町たばこ税1,867万円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3 款利子割交付金50万円、1 項利子割交付金、同額であります。

4 款配当割交付金10万円、1 項配当割交付金、同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金10万円、1 項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6 款地方消費税交付金3,300万円、1 項地方消費税交付金、同額であります。

7 款自動車取得税交付金300万円、1 項自動車取得税交付金、同額であります。

8 款地方特例交付金10万円、1 項地方特例交付金、同額であります。

9 款地方交付税15億7,800万円、1 項地方交付税、同額であります。

10 款交通安全対策特別交付金10万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11 款分担金及び負担金732万2,000円、1 項負担金、同額であります。

12 款使用料及び手数料1 億9,460万4,000円、1 項使用料1 億7,420万8,000円、2 項手数料240万2,000円、3 項証紙収入1,799万4,000円。

13 款国庫支出金2 億210万3,000円、1 項国庫負担金1 億4,585万7,000円、2 項国庫補助金5,510万6,000円、3 項国庫委託金114万円。

14 款道支出金1 億1,868万5,000円、1 項道負担金9,918万5,000円、2 項道補助金920万4,000円、3 項道委託金1,029万6,000円。

15 款財産収入1,439万2,000円、1 項財産運用収入1,436万1,000円、2 項財産売払収入3 万1,000円。

16 款寄附金1 万1,000円、1 項寄附金、同額であります。

次ページであります。17 款繰入金60万円、1 項基金繰入金、同額であります。

18 款諸収入3,388万3,000円、1 項延滞金、加算金及び過料1 万1,000円、2 項町預金利子5 万円、3 項貸付金元利収入1,100万円、4 項受託事業収入56万5,000円、5 項雑入2,225万7,000円。

19 款町債7 億1,350万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が30億6,560万円であります。

歳出、1 款議会費4,598万9,000円、1 項議会費、同額であります。

2 款総務費1 億4,213万1,000円、1 項総務管理費1 億538万3,000円、2 項徴税費451万6,000円、3 項戸籍住民基本台帳費2,464万5,000円、4 項選挙費324万円、5 項統計調査費328万5,000円、6 項監査委員費106万2,000円。

3 款民生費6 億3,884万円、1 項社会福祉費5 億8,400万円、2 項児童福祉費5,449万円、3 項生活保護費11万円、4 項災害救助費24万円。

4 款衛生費2 億2,488万1,000円、1 項保健衛生費1 億2,117万1,000円、2 項清掃費1 億371万円。

5 款労働費308万7,000円、1 項労働費、同額であります。

6 款農林水産業費23万9,000円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費4,654万円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費2 億7,999万1,000円、1 項土木管理費8,170万5,000円、2 項道路橋りょう費1 億154万6,000円、3 項住宅費9,674万円。

9 款消防費7 億992万1,000円、1 項消防費、同額であります。

10 款教育費8,224万円、1 項教育総務費705万9,000円。次ページであります。2 項小学校費2,660万8,000円、3 項中学校費3,222万円、4 項社会教育費541万5,000円、5 項保健体育費1,093万8,000円。

11 款災害復旧費1 万3,000円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12 款公債費4 億468万3,000円、1 項公債費、同額であります。

13 款職員費4 億8,404万5,000円、1 項職員費、同額であります。

14 款予備費300万円、1 項予備費、同額であり

ます。

歳出合計が30億6,560万円であります。

次ページです。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、7,160万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

テレビ中継局予備電源設置事業、160万円、同上、同上、同上。

過疎地域自立促進特別事業、4,800万円、同上、同上、同上。

若葉台改良住宅水洗化事業、250万円、同上、同上、同上。

緑が丘団地公営住宅水洗化事業、1,290万円、同上、同上、同上。

鶉団地改良住宅水洗化事業、760万円、同上、同上、同上。

町道本町宮下線舗装整備事業、380万円、同上、同上、同上。

八千代橋長寿命化補修事業、660万円、同上、同上、同上。

若葉台分譲団地排水整備事業、540万円、同上、同上、同上。

若葉台分譲団地法面復旧事業、310万円、同上、同上、同上。

消防庁舎建設事業、5億5,040円、同上、同上、同上。

合計7億1,350万円。

次に、議案第14号、国民健康保険特別会計予算でございます。116ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税5,846万8,000円、1項国民健康保険税、同額であ

ります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金1億2,170万1,000円、1項一般会計繰入金6,450万1,000円、2項基金繰入金5,720万円。

4款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料2,000円、2項雑入3,000円。

歳入合計が1億8,018万6,000円であります。

歳出、1款総務費1億8,003万1,000円、1項総務管理費1億7,905万6,000円、2項徴税費97万5,000円。

2款諸支出金5万5,000円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億8,018万6,000円であります。

次に、議案第15号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。124ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料5,518万3,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金2,393万1,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

広域連合支出金、廃款でございます。広域連合交付金、廃項でございます。

歳入合計が7,932万9,000円あります。

歳出、1款総務費140万3,000円、1項総務管理費48万円、2項徴収費92万3,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,761万6,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算

金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が7,932万9,000円であります。

次に、議案第16号、下水道事業特別会計予算でございます。132ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1 款分担金及び負担金185万5,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料3,212万2,000円、1 項使用料、同額であります。

3 款繰入金7,304万6,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

5 款町債3,180万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が1 億3,882万5,000円であります。

歳出、1 款下水道費3,227万1,000円、1 項下水道整備費2,432万5,000円、2 項下水道維持費794万6,000円。

2 款公債費1 億645万4,000円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1 億3,882万5,000円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業、310万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、2,870万円、同上、同上、同上。

次に、議案第17号、水道事業会計予算でございます。150ページをお開き願います。平成27年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款水道事業収益1 億4,881万3,000円、1 項営業収益8,878万8,000円、1 目給水収益8,864万6,000円、2 目その他の営業収益14万2,000円、2 項営業外収益6,002万5,000円、1 目受取利息及び配当金2 万円、2 目繰入金5,823万7,000円、3 目他会計負担金171万8,000円、4 目雑収益5 万円。

収益的支出、1 款水道事業費用1 億4,881万3,000円、1 項営業費用1 億761万円、1 目原水及び浄水費1,824万7,000円、2 目配水及び給水費949万3,000円、3 目業務費146万7,000円、4 目総係費2,625万5,000円、5 目減価償却費5,213万8,000円、6 目その他の営業費用1 万円、資産減耗費、廃目であります。2 項営業外費用4,110万3,000円、1 目支払い利息及び企業債取扱費3,421万2,000円、2 目雑支出260万5,000円、3 目消費税及び地方消費税428万6,000円。3 項予備費10万円、1 目予備費、同額であります。

次ページ、資本的収入、支出に参ります。資本的収入及び支出。資本的収入、1 款資本的収入7,537万9,000円、1 項出資金4,087万9,000円、1 目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2 項企業債2,470万円、1 目企業債、同額であります。3 項国庫補助金875万8,000円、1 目国庫補助金、同額であります。4 項他会計補助金104万2,000円、1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出1 億2,751万6,000円、1 項企業債償還金9,301万6,000円、1 目企業債償還金、同額であります。2 項建設改良費3,450万円、1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたしま

す。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第18、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第13号から議案第17号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第17号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には齋藤議員、副委員長には

川岸議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日から15日の4日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、12日から15日までの4日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の12日につきましては午後1時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平 成 2 7 年

上砂川町議会第1回定例会会議録（第3日）

3月16日（月曜日）午前10時00分 開 議
午前11時01分 散 会

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

4 番 齋 藤 勝 男
5 番 数 馬 尚

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、林副町長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、齋藤議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第2、町政執行方針に

対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（堀内哲夫） 初めに、6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成27年第1回定例会に当たり、町政執行方針の質問をさせていただきます。

第4、活力とにぎわいのある町づくりの条文中の3、観光資源を生かした町づくりについて。本町の観光資源について、温泉周辺の国民休養地である旧上砂川岳スキー場や周辺施設を有効活用することで現在パンケの湯を中心に交流人口増加を図るためにさまざまなイベントを行っています。今後の温泉施設周辺の有効活用に向けた計画についてお伺いいたします。

質問の1点目ですが、旧上砂川岳スキー場については、平成18年にスキー場が閉鎖されております。現在ゲレンデの下では花の植栽やマウンテンバイクの大会を誘致し、夏場は登山、冬場は山スキーの愛好家が頻りに訪れ、パンケの湯の入り込み客の増加にも今後期待が持てるのではないかと考えております。私は、今から7年前にも有効活用について質問した際に、オフロードバイクの愛好者への場所を提供してはいかかとお尋ねしましたが、検討するとの答弁をいただいたままで、立ち消えになってしまいましたけれども、今後誘

致に向けての検討の余地があるのかお聞かせ願います。

この山は、自分も記憶にあります、山頂からの景観もすばらしいと思いますので、登山道を設置し、今後ガイドを育成して、観光客向けの登山ツアーなどの実施や愛好家の方々にも場所を提供してみたいかと思いますが。また、旧第1ゲレンデの下には石炭がすぐ採掘できる炭層があると聞いていますので、採掘体験を企画したり、さまざまなイベントをするのにたくさんの可能性を秘めていると感じているのですが、町としての今後の活用方法についてお伺いいたします。

質問の2点目ですが、温泉に隣接しているキャンプ場についての活用についてお伺いいたします。日本庭園とキャンプ場は振興公社の管理となっておりますが、数年前につり橋が崩落したことにより、利用者が日本庭園の野鳥の橋からリヤカーに荷物を載せて移動しなくてはならないということで、利用者の間からは歩くのが大変で評判がよろしくない聞いております。再びつり橋を設置できないものなのかと思いますけれども、予算的に多額な費用がかかることから、かわりにゴルフ場等で使われているカートを購入し、貸し出しをすることで利用者のために対策を講じられないかと思っております。日本庭園とキャンプ場につきましてはトイレや水飲み場等の老朽化が進んでいる箇所も多数見受けられますが、今後の活用方法について町としての見解をお聞かせ願います。

質問の3点目ですが、現在ニジマスの薫製販売に取り組み、新たな特産品開発を目指していますが、ほかにも温泉施設周辺も含め本町にはたくさんのエゾシカが生息しております。パンケの湯でも過去にエゾシカの肉を使った料理というのを試験的につくっていたかと思いますが、最近野生の鳥獣肉を使ったジビエ料理というのが大変注目されていまして、2月18日に地方創生担当の石破大臣が代表となり、自民党の有志で鳥獣食肉利活用推進議員連盟という会を設立しております。農水

省も食肉処理や加工について支援すると聞いておりますし、今後我が町にとっても新しい特産品に結びつくのではないかと期待をしております。既に道内では南富良野等で鹿肉を利用した特産品開発が進められておりますが、本町も地域おこし協力隊の隊員を温泉に配置すると聞いておりますし、てこ入れしてみたいかと思いますが。過去にも有害鳥獣の駆除のためのハンター養成について数馬議員から質問があったと思いますが、道内でも鷹栖町が猟銃免許取得の全額助成をしております。特産品開発という名目で、将来に向けて猟銃を町で管理し、町職員あるいは町民に猟銃免許の取得を助成し、進めてみたいかと思いますが。町としての考えをお伺いいたします。

質問の4点目ですが、道道芦別砂川線の有効活用について、平成24年にも健康づくり事業の発展と観光事業の推進ということで私は質問していますが、あれから3年が経過し、橋梁の修理がされておらず、現在も通行どめのままかと思っております。私は、この道路も観光資源の一つとして欠かせないと思っておりますし、開通して道路が芦別側までしっかり整備が確立されたら、交流人口の増加に必ず結びつくと思っております。町として芦別市への働きかけや道や国に対して今後強く要望してはどうかと思っておりますが、町長の意見をお聞かせ願います。

以上で私の町政執行方針の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、6番、高橋議員のご質問、第4、活力とにぎわいのある町づくりについてお答えいたします。

上砂川岳温泉パンケの湯周辺の国民休養地での利活用の状況であります、振興公社との連携により、夏季においてはウォーキングイベント、山菜とりツアー、また平成20年からはマウンテンバ

イクの全道大会を開催、冬期間においてはかんじきウォーキングの開催など、町民のみならず町外からも多くの方の参加をいただき、健康増進の面からも好評を得ているところでもあります。また、旧スキー場ゲレンデにおいては、ルピナスの植栽による花壇整備を行っておりますが、残念ながらエゾシカや土壌の問題などにより十分に活着がされていない状況にもございます。

初めに、1点目のご質問、旧上砂川岳スキー場の今後の活用方法であります。オフロードバイクの愛好者への場合の提供についてですが、平成20年第1回定例会において温泉施設を中心とした国民休養地全体の中で検討したい旨のお答えをしているところではありますが、オフロードバイクの大会など愛好者に対する場所の提供に当たりましては、大会など開催に当たっての安全面、事故等が発生した場合の対応策を初め、温泉周辺の静閑の問題などとあわせ、幾つか検討を要する課題がありますことから、実施計画、また主要コースのレイアウトなど、具体的な計画が提出された場合、その計画書の内容を見て、十分に検討していきたいというふうに考えております。

また、登山道の設置等ではありますが、ご質問にございますとおり、旧第2ゲレンデ頂上からの眺望は大変すばらしいものがあり、登山ガイドを育成、発掘して、観光客向けの登山ツアー、さらには石炭発掘体験による交流人口の増加について、大変有効な活用方法であると考えております。登山道の整備やツアーガイドの育成、発掘には相当な経費と時間を要するほか、旧スキー場ゲレンデはヒグマの往来も多く、大変危険性があるということや、さらに石炭層が本当に存在するかなどの確認も必要なことから、安全面や今後のゲレンデの利用計画等、具体的な対策を検討し、観光資源としての有効な活用方法について振興公社とも協議をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のキャンプ場の活用であり

ますが、ご承知のとおり、奥沢キャンプ場につきましては平成19年に温泉施設、日本庭園のほか、旧スキー場のロッジとあわせて振興公社に売却をし、振興公社において事業の一環として管理運営を行っております。具体的な利活用の方向性につきましては明確な答弁はできませんが、つり橋が崩落、撤去後は、新たにつり橋等を設置するには多額の費用を要し、費用対効果を望めないこと、さらにキャンプ場の移動に当たっては野鳥の橋を利用することなどとしております。野鳥の橋につきましては車両の通行を想定していないため、ご指摘のとおり利用者の荷物などの移動はリヤカーを使っただいており、不便であるのも事実であります。振興公社として今後の事業方針やキャンプ場利用者の状況なども把握しながら、施設の改修等も含め支援について検討してまいりたいと考えております。

3点目、鹿肉による特産品開発についてですが、近年ジビエが注目されており、ご質問にありますとおり、ジビエの食肉としての利用価値を見出し、地域活性化につなげることを目的に、石破大臣が代表となり、鳥獣食肉利活用推進議員連盟を設立したところでもあります。この設立総会において関係省庁のジビエに関する施策の説明が行われ、厚生労働省では衛生管理のガイドラインを、農林水産省では食肉処理場の整備などを支援しているとされております。

エゾシカを利用した特産品開発については、食肉処理場の整備やエゾシカを食肉とする場合については捕殺後その場で直ちに血抜きをしなければならないこと、さらに解体作業を要するなど、衛生管理などの基準が大変厳しいこと、また有害鳥獣駆除のためのハンターを養成し、特産品開発の名目により猟銃を町で管理をしてはとのご提案ですが、猟銃免許の取得には将来に向け有害鳥獣駆除のためのハンター養成のための取得費用の公費助成は可能であると考えております。猟銃の所有、特にライフル銃については狩猟免許取得後10

年を経過しなければならず、また町において猟銃の所持、保管につきましては、職員が研究所等で試験研究、または博物館、美術館で一般の観覧に供するため所持する場合に限られており、一般には銃の所持、許可を得た者が保管することとなっていることから、町での管理はできないというふうになっております。大変貴重なご提案でございますので、今後実施に向けて多くの課題があり、現段階では実施は難しいと考えますが、さらに検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。なお、猟銃免許取得についてであります。昨年職員1名が免許を取得しておりますが、引き続き免許取得者の増員を図っていきたいというふうに考えております。

4点目の道道芦別砂川線の整備についてでございます。道道芦別砂川線の本町奥沢から芦別市西芦別間につきましては、落石や土砂災害の危険性があることから、通年で通行どめとなっております。この道路は議員のお話のとおり、大変すばらしい景観の続くウォーキングコースとしてなり得、集客要素もあると考えておりますほか、道東へのアクセス道路となり、観光のみならず物流による経済効果もあると考えておりますことから、空知地方総合開発期成会や社会資本整備推進会議などを通じて芦別市と連携を図りながら、早期の通行どめ解除と道路拡幅改良、舗装整備について道に対し毎年度要望を行っているところであります。このような中、本年2月19日に札幌建設管理部滝川出張所において地域要望に対する意見交換会が開催され、道の担当者より、現在一般交通通行どめ解除を優先して行うため防災、落石対策を進めており、平成28年度の開通を目指すことを検討しているとのこととあります。道路拡幅改良、舗装整備については既に概略設計を実施済みで、事業の必要性や費用対効果などについて検討中とのこととありますが、今後とも芦別市と連携を図りながら早期着工、早期開通に向け、道に対し要

望を続けてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。高橋議員。

○6番（高橋成和） 答弁ありがとうございます。すぐわかりやすく、猟銃に関して資料を私持っていましたので、鷹栖町の助成制度なのですけれども、一応簡単に自分も鷹栖町のほうに聞いてみましたので、きょう資料を持ってきましたので、この場で配らせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（堀内哲夫） はい、どうぞ。

○6番（高橋成和） 鹿の駆除に関してなのですが、今はちょっと無理なのかもしれないですけれども、10年後、将来に向けて少しずつ種を拾い上げていけば、ハンターの養成も育つのではないかなと、そんなふうに自分も思っておりますので、何とか今後、難しいかもしれないですけれども、前向きに検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（堀内哲夫） それは、今後に向けての要望としてですね。

○6番（高橋成和） はい、ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） わかりました。その他ありませんか。

ないようですので、打ち切ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 平成27年第1回定例会に当たり、町政執行方針に対する質問をさせていただきます。

町政執行方針3ページ、第1、健康で安心して暮らせる町づくり、2番目の高齢者や障害者に優

しい町づくりに関してであります。町政執行方針では今回直接触れてはおりませんが、本町の施設福祉施策を推進する上でその拠点施設となる福祉医療センターについてであります。福祉医療センターが前貝田町長のもとで株式会社萌福祉サービスの指定管理者制度での委託運営に移行して2年が経過しようとしております。当時示された計画では、あと1年で萌福祉サービスに完全民間移管するということになっておりましたが、道内市町村の中でも高齢化率一、二を競う本町に住む高齢者にとっては非常に気がかりなことと思われまますので、4点について質問させていただきます。

1点目、町立診療所、はるにれ荘、成寿苑、デイサービスセンターの経営状況はどうなっているのでしょうか。利用人数は参考資料でお示しいただいておりますが、収支のバランスについてわかる範囲で結構ですから、教えていただきたいと思ひます。

2点目、勤務町職員の給与水準について、萌福祉サービスに身分移管になった場合、町職員給与ベースとの比較でどうなるのでしょうか。余り格差が広がると民間移行後入所者に対するサービスにも影響すると思われまますので、お尋ねいたします。

3点目、平成27年4月から介護サービスを提供する事業者に支払う介護報酬の引き下げについて、全体では2.27%、勤務職員の待遇改善等を除くと引き下げ率が4.48%にもなると言われております。今後事業運営にも影響を及ぼすと思われまます。どうなるのでしょうか、お伺ひいたします。

4点目、平成28年度からの完全民間移管について、当初の計画どおり実施されるのかどうかについてもお尋ねいたします。

以上を申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 5番、数馬議員のご質問、第1、健康で安心して暮らせる町づくり、2、高齢者や障害者に優しい町づくりについてお答えいたします。

初めに、福祉医療センターにつきましては、利用者の多様化するニーズに応え、質の高いサービスの提供と、さらに安心して生活できる施設運営を目的に、利用者やその家族並びに議員各位のご理解のもと、平成25年4月から指定管理者による施設運営を開始し、2年がたとうとしており、この間利用者や家族からは接遇や食事面など、一定の評価をいただいているところであります。

ご質問の1点目、各施設の経営状況についてであります。各施設における利用者や入所者数、そのほか介護施設のためそれぞれの介護度により介護報酬が異なるため、その都度経営状況が大きく異なるものであります。平成25年度においては町立診療所は受診者数の減少と薬剤費の高騰などにより、デイサービスセンター、居宅介護相談センターにつきましては利用者のほとんどが要支援もしくは介護度1であったことなどから、赤字決算となっているところでございます。はるにれ荘と成寿苑につきましては、入所者がほぼ定員を満たしていることなどにより、黒字決算となり、施設全体では収支が図られている状況となっております。

次に、2点目のご質問、民間に身分移管後の給与水準についてであります。民間の給与体系は級ごとに定める給与規程などにより定められ、一般的には基本給に業務内容や資格などの手当が加算され、支給されております。現指定管理者においても同様の給与体系となっており、職種により基本給は異なりますが、基本給で比較した場合については現行より低くなるというふうに想定されますが、サービス向上の視点に立ち、個々の資格の取得やスキルアップにより、資格手当や役職手当など給与に反映される仕組みとなっておりますことから、一人一人の状況により異なるため、一

概に比較はできませんが、本人のスキルにより応分の加算がされる給与体系となっておりますことを申し上げ、ご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、3点目の介護報酬の引き下げに伴う影響についてでございます。ご質問にもございませうとあり、平成27年4月より介護報酬が平均2.27%の引き下げが行われます。この引き下げは、介護保険給付費の伸長と介護事業者の平均収支を踏まえたとしてございませうが、小規模な介護事業者は安定経営が困難となり、サービスの低下につながるということが懸念されてございませう。国においては、懸念される事態とならぬよう、利用ニーズの高い中、重度の要介護者や認知症高齢者への対応強化、介護人材確保対策、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供を基本的な考えに据え、介護職員の賃金を月平均1万2,000円アップする処遇改善加算として1.65%引き上げ、認知症、中程度の要介護者加算として0.56%引き上げ、介護事業者の経営状況等を踏まえ、改定率は全体で2.27%の引き下げ、議員ご指摘のとおり実質的には4.48%の大幅な引き下げとなったところでございませう。この改正により、本町福祉医療センターのみならず、町内の介護事業所においても影響は避けられないと思われませうが、現指定管理者ではサービスの低下につながることをないよう経営に努めるとの意向が示されてございませうところでありませうが、設置者といたしましては引き続き運営状況等を注視していきたく思ひます。

最後に、4点目の平成28年度からの民間移行の見通しについてであります。議員のご質問のとおり、施設の管理運営体制については3年間の指定管理期間終了後の平成28年度から民間移行を図るとしてございませう。指定管理から2年が経過いたしませうので、本年度検討をすることとなりますが、国においては高齢化社会の到来に伴い、持続可能な社会保障制度の確立と効率的かつ質の高い医療及び地域包括ケアシステムの構築の推進のための介護医療総合法の制定など、介護制度は大きく変

化し、町といたしましても介護保険事業の状況も踏まえ、また指定管理者の意向も確認した上で、引き続き指定管理による管理運営を継続するか、民間移行を行うのか慎重に検討し、議会とも協議の上、本年中に結論を出していきたく思ひますことを申し上げ、ご理解賜りませうようお願い申し上げます、答弁といたしませう。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたしませう。

○5番（数馬 尚） ありません。よろしくお願ひします。

○議長（堀内哲夫） ないようございませうので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議員

○議長（堀内哲夫） 次に、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願ひませう。

○1番（伊藤充章） 平成27年第1回定例会に当たり、さきに通告した所有者の管理不全による危険な建物の措置及びその進捗状況についてご質問いたしませう。

以前より他の議員からの質問もありませうが、倒壊寸前の建物、長年放置されてございませう大型の看板、歩道に面した空き家からの落雪等、所有者の管理不全によって危険な状況が続いてございませう建物がありませうが、もちろんそれは町としても把握され、町政執行方針にもありませうとあり、条例等に基づく所要の措置を講じておられるであろうことと思ひませう。当町とは状況は違ひませうが、最近札幌市で不幸にして大型の商業看板が歩道を歩いていた歩行者を直撃し、意識不明の重体となる大変痛ましい事故が発生いたしませう。当町におきましては、所有者の管理不全の建物が原因での事故は幸ひにして発生してございませうが、歩道に面した空き家から一気に歩道を埋め尽くすほどの大量の落雪も発生してございませう、また建物の倒壊、大型看板の崩落もいつ起こってもおかしくない状況でありませう。

す。もしこれらの事態が発生し、万一人的な被害が出てしまった場合、町についても責任を問われる事態になりかねないのではないかと思います。町として必要な措置を講じておられるでしょうが、私の見るところ、一部には残念ながら長年変化が見受けられない建物もごございます。そこで、この件に関しての今までの進捗状況と今後具体的にどのような措置をとられるのかご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 1番、伊藤議員のご質問、所有者の管理不全による危険な建物の措置及びその進捗状況についてお答えいたします。

答弁に先立ちまして、過日札幌市において看板等によりけがをされた方に対しまして心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。

それでは、答弁に入らせていただきます。人口減少に伴い、長年にわたり空き家のまま放置される建物が増加し、冬期間においては積雪などによる倒壊もしくは落雪など、危険な状態となり、その対応が求められていることから、またこの問題は本町のみならず多くの過疎地域の共通の課題となっているところであります。個人もしくは事業所等の所有の建物は、所有者の財産であることから、行政といえども勝手な処分ができないことから、所有者に対しその責務を明らかにするとともに、危険な状態を認知した場合には町として所有者に対しまして指導、勧告及び命令並びに行政代執行などの措置を講ずるための根拠法令等を制定する必要があることから、財産及び生活環境に重大な損害の発生を防止することを目的に、上砂川町空き家等の適正管理に関する条例を平成24年9月に施行したところであります。

ご質問の今までの進捗状況であります、庁内

においては総務課、住民課、企画振興課3課による検討委員会を設置いたしまして、管理不全の空き家等の実態調査を行い、特に危険と判断した建物はこれまで22件、24戸に上り、それらの建物の所有者の確認を行い、確認のとれた所有者に対しましては建物の撤去もしくは安全対策を講ずるよう指導等の措置を講じたところでございます。その結果、中央、東鶉において5戸の建物が撤去されたところでありますが、そのほかにつきましては所有者が不明もしくは遠方に居住しているなどにより、対応が行われていない状況にあります。

議員のご指摘のとおり、いまだに管理不全な建物のうち、歩道への落雪や倒壊のおそれのある建物につきましては最低限の安全対策を講ずるため、倒壊予防の措置や防犯対策としての入り口部分の閉鎖などの措置を講じてきたところであります。そのほかの建物につきましても指導や勧告などを行っているものの、いまだ回答を得られず、所有者の所在不明の建物も含め、前段申し上げましたとおり個人の財産である建物を勝手に処分することができず、その対策に苦慮しているところであります。そのような中、国においても昨年空き家等対策の促進に関する特別措置法を制定し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針であるガイドラインが本年5月末までに示される予定となっておりますことから、この指針に基づき条例の見直しなどを行いながら、さらに具体的な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、現在町の指導により中央地区の建物の除却が行われている最中でありますことと、旧ボウリング場のサインポールにつきましては行政代執行を行う旨通告を行ったところ、去る3月9日に所有者の代理人である弁護士より、雪解けを待ち、みずから撤去を進めるとの回答を得たことから、行政代執行を一旦中止し、今後の執行状況を把握しながら、適正な措置が講じられるよう注視してまいりたいというふうと考えております。ま

た、今後も空き家等が増加かすることも予想されますことから、入居が可能な住宅については、平成27年度に空き家バンク制度を創設し、空き家の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、建物の所有者に対しましては引き続き指導、勧告を行うとともに、地域住民に対しましては危険な建物の注意喚起の啓発に努めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。伊藤議員。

○1番（伊藤充章） ボウリング場のサインポールにつきまして、先方の弁護士から連絡があったということでございましたが、雪解けを待つということでございますけれども、いつまでやりますという具体的な日付は示されておりますか。

○議長（堀内哲夫） 答弁、企画課長。

○企画振興課長（浅利基行） 今のところ担当の弁護士の方からは具体的な日には示されてはおりませんが、なるべく早くにかかりたいとの回答は得ております。

○議長（堀内哲夫） 伊藤議員、再々質疑ですね。

○1番（伊藤充章） 再々質問です。

○議長（堀内哲夫） どうぞ。

○1番（伊藤充章） 今までの件もございまして、できればこちらのほうから期日を切ったほうがよろしいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（堀内哲夫） 答弁を求めます。町長。

○町長（奥山光一） 現在相手側の弁護士から内容証明で送られてきております。その証明をうちのほうの弁護士にも相談しながら、その時期等については都度弁護士のほうを通じて確認をとることとしております。先ほども答弁で申し上げましたとおり、その状況について注視しながら、早急な撤去、これを求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 再々質疑でございます。これをもって打ち切ります。

◇ 川 岸 清 彦 議 員

○議長（堀内哲夫） 次に、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 第1回定例会において一般質問をしたいので、下記により通告いたします。平成27年、議員2番、川岸清彦。

介護報酬引き下げに際し、町立診療所及び各施設の影響について町長の見解を伺います。

政府は、2015年度介護報酬改定において平均2.27%、介護職員処遇改善と認知症、中重度ケアなどを除いた介護報酬を全体で4.48%もの大幅な引き下げを決定いたしました。今後この大幅な引き下げにより、今でも経営が厳しい多くの事業所、施設をさらに苦境に立たせ、事業を維持していくために正規社員を非正規社員に切りかえたり、職員を減らすことも考えられ、サービスの低下、さらなる人手不足に陥る可能性があると思われませんが、これらの件で町長の見解を伺いたいと思えます。先ほどの数馬議員と重複するところもありますが、よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、川岸議員の質問、介護報酬引き下げに際し、上砂川診療所及び各施設の影響についてお答えいたします。

初めに、介護報酬についてであります。平成12年に介護保険制度が施行されて以来、3年ごとに見直しが行われ、平成27年4月からの介護報酬につきましては9年ぶりに平均でマイナス2.27%の改定となったところであります。改定に当たった背景や改定内容につきましては、先ほど5番、数馬議員のご質問の答弁で申し上げましたとおりでございますので、詳細につきましては省かせて

いただきますが、議員のご質問にもございますように介護基本報酬はほぼ全てのサービスで引き下げになることとなり、特に特別養護老人ホームでの減額率は大きくなっております。一方、不足する介護職員の人員確保とその処遇改善といたしましては、別枠で賃金を月平均1万2,000円アップさせる処遇改善加算が設けられたところでもあります。

このたびの介護報酬改定による影響でございますが、介護保険者であります空知中部広域連合管内での認知症対応型共同施設、いわゆるグループホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設がございますが、施設に違いはあるものの、1施設当たりの単純計算で平均年70万程度の減収になると推計しているところであります。介護報酬の引き下げ改定は、特に小規模介護事業施設においてはさらに厳しい施設運営を強いられると想定されますが、これがサービスの低下を招かないようお願いするものであります。

いずれにいたしましても、このたびの介護報酬の引き下げを初め、介護保険制度の検証作業は継続されるというふうに思われます。介護保険創設時の介護を社会全体で支えていくという基本理念を見失うことのないよう、引き続き現場の声を空知中部広域連合を通じ国に伝えてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。川岸議員。

○2番（川岸清彦） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次に、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） 第1回定例会におきまして町政執行に対しまして質問をさせていただきたいと思っております。

第4、活力とにぎわいのある町づくりの2、地域を支える産業を構築する町づくりについて質問いたします。町政執行方針の中に新たな産業の構築には企業誘致に大きく依存せざるを得ないというふうにありましたが、まさにそのとおりのところでもあります。先ごろ2月11日の道新において、資料添付されておりますので、後ほどご参照いただきたいと思いますのですが、苫前町におきまして、水素社会を目指す国の取り組みを見据え、風力発電を活用した新しい取り組みをNEDOの100%補助により10億円規模の新しい事業を展開しております。

また、同じような機能を有する上砂川町も大変の関係の深いスフェラー社の球状太陽電池に関連しまして、このスフェラー社においても既に昨年の12月11日にスフェラー社の中田社長が球状太陽電池においても水の電気分解が可能であるという講演をしているところであります。以前当町においても、無重力実験センターを官民一体となり、全町的な取り組みにより誘致を成功させた例がございます。今このスフェラー社の機能等に将来性を確信してどこかの自治体、企業等が大きな資金の流れをつくり、そのような流れが生まれますと、私企業でございますので、そちらに動くという可能性は否定のできないものと思うところでございます。新産業の構築、雇用の拡大等を考えますと、スフェラー社の拡大は上砂川町以外にないというように思うような取り組みを早急に官民一体とすることによって、これからも私どもの上砂川町の大きな町づくりの柱となるというふうに考えられますので、この点について町長のお考えをお聞かせを願い、質問とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 3番、吉川議員のご質問、第4、活力とにぎわいのある町づくり、2、地域を支える産業を構築する町づくりについてお答えいたします。

初めに、スフェラーパワー社の現況でございますが、スフェラーパワー社は、平成24年第2回町議会定例会においてご説明をしておりますが、町の誘致企業であります京セミ株式会社が地下無重力実験センターを利用し、開発をいたしました微小球状太陽電池スフェラーの製品化など関連事業を継承し、安定した製品供給体制を構築することを目的として、平成25年5月に京セミ社のほか産業革新機構及び日立ハイテクノロジーズ社などからの出資によりまして新設分割により設立され、現在の資本金は7億1,500万円となっております。事業の進捗状況であります。同社は国内外ガラスメーカー及び建材一体型太陽電池モジュールメーカー数社と提携し、現在製品開発を進めており、また国内の大学との連携によるビニール材への活用を図るための研究開発にも努めているところであります。ガラス材での製品化につきましては本年の冬以降に販売を目指し、事業を展開しているというふうに聞いております。

この球状太陽電池スフェラーは、世界的に温室効果ガスの削減を図るべく制度化が進む中、垂直設置、安定した発電量など、新たな応用が期待されており、従来のパネル式の太陽電池とは一線を画し、ガラス材などの建材一体型の太陽電池製品に特化することでの差別化を図りながら、高いシェアを確保し、良好な経営を実践するグローバルニッチトップ企業を目指しているところでございます。ご承知のとおり、国内においても地球温暖化対策や低炭素化、さらには再生可能エネルギーの活用が高まっていることから、試作段階ではございますが、過日環境省地球温暖化対策室を訪問いたしまして、球状太陽電池の紹介と活用可能事業について、また農林水産省産業連携課においてはビニール材との組み合わせによる農業ハウスへ

の活用など、関係省庁に対し要請を行ってまいりました。農業などの基幹産業がなく、雇用環境の厳しい本町にとりまして、新たな企業誘致による産業の構築が必要であります。それと同時に既存企業の助長、育成も重要であるというふうに考えております。

スフェラーモジュールの量産化は、単に企業への支援にとどまらず、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、地方版総合戦略が求められている中、新たな雇用の創出や工場の増設等による地域経済や地域振興にも資するものと考えております。このことから、球状太陽電池スフェラーの普及促進を図るため、公共施設への導入によるPRを初め、国や道に対し要請活動も重要であると思うところであります。そのほか本町には成長著しい企業が数社ございますことから、これら企業への支援による地域振興や新たな雇用の確保による人口減少対策を講ずるため、行政と企業のみならず、議員のご質問にもございますように、町、議会、さらには商工会議所などを含めた官民一体となり、国、道に対する支援要請活動などを検討してまいりたいというふうに考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成27年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針の質問をさせていただきます。

本年4月1日から、教育基本法の改正により首長を含めた総合教育会議の設置が義務づけられましたので、今後ますます審議において活性化していくのではないかと期待しているところでございます。

質問に入りますが、質問の1件目でございますが、条文中の学校教育の推進の中の（1）、学習指導の充実の中で平成25年度から開催されている町民参観日について、ことしで3年目を迎えますが、参加者も徐々にふえて、地域の方々にも浸透し、少しずつ地域ぐるみで子供を育てる環境づくりというものが確立されていると聞いておりますが、今までの経過報告をお聞かせ願います。今後地域ぐるみで子供を育てるということで執行方針にも記載されていますが、町民参観日の活性化を目指していくのであれば、授業参観に加え、子供たちと一緒に触れ合う事業もあれば、より地域の方々にも広くPRできるのではないかと思います。昨年10月23日の町民参観日終了後に、教育長にも参加していただきましたが、商工会議所青年部の周年事業において小学校の校庭にてエチゼンスイセンの球根植栽を行いました。自分自身地域の人たちと子供たち、そして教職員が触れ合う機会が持ててよかったと感じておりますが、今後も学校、PTA、そして町の支援をいただいた中で、町民参観日の中で手厚い予算を講じていただき、事業の開催ができないか町の考えをお伺いいたします。

質問の2件目ですが、条文中の（3）、教育環境整備について。昨年の執行方針の中では町営球場跡地についての利用計画の検討という記載がされておりましたが、各関係団体の意見集約を行い、

方向性が決まったということで今年度は記載されていないのでしょうか。昨年の委員会での検討結果をお伺いいたします。条文中に中央小学校の校舎の大規模改修の検討とありますが、老朽化が進み、修理箇所がたくさんあるかと思えますけれども、これまで修理箇所について学校側からどのような要望があるのかお伺いいたします。また、小学校だけではなく、本町は保育園のほうも建物の老朽化が進んでいますけれども、保育園と小学校の連携を検討していくのであれば、増築等をして保育園機能を小学校機能に移設するという考えもあるかと思えますが、現段階ではスペースもないので、難しいかと思えます。近隣でも小学校と中学校が併設しているところがありますが、今後の大規模改修に向けての町の考えをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 6番、高橋議員の1件目、（1）の学校運営についてお答えします。

町民参観日の今までの経過と町民参観日の活性化のための事業と予算計上の検討についてですが、初めに町民参観日の経過について述べさせていただきます。本町で実施している町民参観日については、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため、授業の様子を地域住民の方にも公開し、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めるため、平成25年度から実施しております。初年度は、初めての試みであり、参加された方は小学校3名、中学校2名でありましたが、本年度においては小学校15名、中学校5名であり、議員がおっしゃるとおり、少しずつではありますが、学校運営に対する地域住民の関心が高まってきていると思われまます。このような中で、昨年小学校の町民参観日において、商工会議所青年部の事業の一環として校庭にエチゼンスイセンの植栽を子

供たち、学校の教師、そして地域の方々も交えて実施していただいたことは、まさしく子供たちを家庭、学校のみならず地域も一体となって支えていくという機運が芽生え始めているのではないかと心強く感じているところであります。

過日新聞報道によりますと、政府の教育再生実行会議において、地域住民が権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール制度を全ての公立の小中学校に導入するよう提言があり、文部科学大臣は各種作業に着手したとされております。現在本町が導入している学校評議員制度の検証も含め、この制度導入の方向も見きわめつつ、教育委員会として子供たちやその保護者だけではなく、地域住民にも信頼される学校づくりに向け、町民参観日のあり方や活性化を目指し、学校やPTA、さらに本年度新たに設置する総合教育会議などにおいても検討を進め、事業の内容により所要の予算措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2件目のご質問、教育環境等の整備についてお答えします。ご質問の町営球場跡地について、教育委員会における利用計画検討結果と中央小学校大規模改修に向けての対応についてであります。初めに旧町営球場の現状について述べさせていただきます。旧町営球場は、昭和46年に三井砂川鉱業所より移管され、以降町にて維持管理し、各団体の野球大会や健康フェスティバルの会場として使用されておりましたが、風雪の影響により外野フェンス、ポールが破損し、またスタンドも老朽化により破損が著しく、危険となり、また近年は野球場としての利用もほとんどない状況であることから、体育協会、社会教育委員などと協議を行い、スタンド及びバックネット、ベンチ等を撤去し、平成25年に球場としての用途を廃止したところであります。用途廃止後も場内の草刈り等を実施し、町民が自由に利用できる広場として町広報で周知し、引き続き管理をしております。

球場跡地の利用計画についてであります。町づくり町民会議において跡地利用のアイデア募集や役場庁舎内においても検討を進めておりましたが、球場跡地の利用計画だけではなく、他の遊休地を含めた全体的な計画の策定も必要であり、また27年度においても人口減少により今後公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の策定並びに住宅ストック計画の策定が予定されていることから、これら計画との整合性を図り、計画案を策定してまいりますので、ご理解願います。

次に、中央小学校の大規模改修に向けての対応についてであります。中央小にあっては建築後23年を経過しており、屋根の防水処理や外壁、内装等の老朽化など、改修が必要となってきたところであります。大規模改修の予定事業といたしましては、屋根防水シートの張りかえ、外壁塗装、体育館放送設備や暖房改修などがあり、学校からも同様な要望が出されております。具体的な改修計画案につきましては平成27年度において策定することとしておりますことから、引き続き改修箇所や内容など、学校などと協議を進めてまいります。

また、保育園機能の小学校へ移設してはとのご質問であります。小学校での空きスペースへの移設は現時点で、議員のお話にもありましたが、必要な教室などの確保が難しくまた今後の保育園のあり方も検討しなければならない課題であり、大規模改修とあわせて移転は難しいと考えております。前段申し上げました全公共施設の利活用の計画であります公共施設等総合管理計画との整合性も考慮したいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げ、答弁いたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

署名議員 齋藤勝男

署名議員 数馬 尚

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日17日と18日の2日間、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、17日と18日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の17、18日につきましては、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、19日は午後1時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 堀内哲夫

平成 27 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 19 日（木曜日）午後 1 時 00 分 開 議
午後 1 時 36 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 13 号 平成 27 年度上砂川町一般会計予算
議案第 14 号 平成 27 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 15 号 平成 27 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 16 号 平成 27 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 17 号 平成 27 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
- 第 4 派遣第 1 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 5 議案第 18 号 平成 26 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 6 意見書案第 1 号 地方交付税の安定的確保を求める意見書
- 第 7 意見書案第 2 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 第 8 意見書案第 3 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

○会議録署名議員

4 番	齋 藤 勝 男
5 番	数 馬 尚

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、林副町長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 27 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午後 1 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、齋藤議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 13 号 議案第 14 号 議案第 15 号 議案第 16 号 議案第 17 号

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第 13 号から議案第 17 号までについて

は、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

斎藤予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（斎藤勝男） 議長ご指示により平成27年予算特別委員会委員長報告をいたします。

それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。本特別委員会に付託になりました議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月17日、18日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算まで4件の特別会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報

告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第15号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第16号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容の記載がされておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1件と意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第18号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議案第18号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,635万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

平成27年3月19日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税900万円の追加で、15億9,360万2,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

14款道支出金50万円の追加で、1億2,341万1,000円となります。

2項道補助金50万円の追加で、1,194万6,000円となります。

歳入合計950万円の追加で、27億9,635万円となります。

2、歳出、2款総務費950万円の追加で、2億3,296万8,000円となります。

1項総務管理費950万円の追加で、2億287万1,000円となります。

歳出合計950万円の追加で、27億9,635万円となります。

第2表、繰越明許費補正、1、変更、款、項、補正前、事業名、金額、補正後、事業名、金額。2款総務費、1項総務管理費、地方消費喚起・生活支援型事業、1,916万3,000円。地方創生先行型事業、5,381万6,000円。合計7,297万9,000円。地方消費喚起・生活支援型事業、2,216万3,000円。地方創生先行型事業、6,031万6,000円。合計8,247万9,000円

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。このたびの補正予算におきましては、3月11日に議決をいただきました補正予算の交付金事業において、国との協議の中で対象外とされた事業もありますことから、国や道のアドバイスをいただき、決算ベースで交付限度額を下回ることはないよう、事業の拡充や新たに事業を追加するものでございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、12目地方創生費950万円の追加で、8,247万9,000円となります。

お手元に配付しておりますA3判の資料をごらん願います。変更分について説明させていただきます。初めに、地域消費喚起・生活支援型です。プレミアム付商品券発行事業は、当初の4,000セット販売を5,000セット販売に拡充し、秋に3,000セット販売することとし、拡充によりプレミアム分が800万円から1,000万円になり、拡充に伴い事務費100万円を150万円とし、合わせて250万円を

追加するものであります。なお、プレミアム率20%のうち、道が5%負担しますことから、道補助金が200万円から250万円に増額になります。ふるさとプレミアムつき宿泊券は、当初の200人分の販売を300人分に拡充することにより、助成額が100万円から150万円になることから、50万円を追加するものであります。全世帯無料入浴券配布事業は、国から入浴券を配布することで温泉街としての消費喚起が図られるのであれば認めるとの回答があり、温泉街のない本町の場合は交付金対象外とされたものであります。少子化対策事業の保育料の軽減につきましては、歳出を伴わないため、交付金対象外となりました。高齢者等生活支援事業の長寿祝品贈呈事業につきましては、低所得者対策ではないことにより、交付金対象外とされたものであります。以上のことから、2事業の拡充により地域消費喚起・生活支援型で300万円を追加するものであります。

次に、地方創生先行型です。地方版総合戦略策定経費は、当初人口ビジョンを中心とした委託を考慮しておりましたが、一部総合戦略も含め委託内容を拡充することとし、250万円を追加するものであります。地域しごと支援事業は、企業の雇用であれば交付金の対象となるが、自治体における雇用は対象とみなさないということで交付金対象外となりました。観光振興対策事業は、パンケの湯のホームページをインターネットで予約できるようにするため、リニューアル経費として180万円を追加するものであります。少子化対策事業は、新たに妊婦一般健診事業と乳幼児健診事業を追加し、合わせて220万円を追加するものであります。なお、これら交付金対象外事業につきましては、既に議決をいただいておりますので、繰越明許費で実施することといたします。以上、3事業の拡充追加により地方創生先行型で650万円を追加し、交付金合計で950万円を追加するものであります。

予算書へお戻り願います。7節賃金29万9,000円の追加と8節報償費36万円の追加は、少子化対

策事業として乳幼児健診事業を新たに追加することによるものであります。13節委託料250万円の追加は、地方総合戦略策定業務の委託内容の拡充によるものであります。19節負担金、補助及び交付金、プレミアム付商品券発行事業の拡充で250万円、ふるさとプレミアムつき宿泊券の拡充で50万円、パンケの湯のホームページリニューアル経費として新たに180万円を追加するものであります。20節扶助費154万1,000円の追加は、少子化対策事業として妊婦健診事業を新たに追加するものであります。

次に、歳入でございます。2、歳入、地方交付税、地方交付税、1目地方交付税900万円の追加で、15億9,360万2,000円となります。普通交付税の追加であります。

道支出金、道補助金、1目総務費補助金50万円の追加で、302万7,000円となります。プレミアムつき商品券1,000セット増に伴う道補助金の追加であります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 過日町長に、プレミアム商品券について、高齢者並びに障害のある方に、その日に来るのが交通の便が悪いから、バスを出していただけないかということをお願いしたので。ですが、それから考えてみると、町長も恐らくバスはだめではないかと思っておりますが、予約制を検討していただけないかなと思えます。要望、検討してくださいということです。予約。

○議長（堀内哲夫） 今大内副議長の質疑の中で、要望等にするのでしょうか、どうですか。

○副議長（大内兆春） 議長、検討でもいいです。

○議長（堀内哲夫） 検討してもらおうということ

で。

○副議長（大内兆春） 検討して、ぜひ予約もとってほしいなと思います。予約制。

○議長（堀内哲夫） 検討ですから、要望を含めて答弁をお願いします。町長。

○町長（奥山光一） 済みません、確認をさせていただきます。予約というのはどういう予約でしょうか。

○副議長（大内兆春） 例えばワンセット欲しいとか、そういった場合予約で受け付けて。

○町長（奥山光一） 事前予約。

○議長（堀内哲夫） 町長。

○町長（奥山光一） 事前予約ということでしょうか。

○副議長（大内兆春） はい。

○議長（堀内哲夫） それでは、町長。

○町長（奥山光一） ただいまの意見について、議会としてそういう要望を検討するということで、実施主体は会議所になりますので、商工会議所のほうに伝えながら、協議していきたいと思えます。

○議長（堀内哲夫） よろしいですか。

○副議長（大内兆春） はい。

○議長（堀内哲夫） それでは、打ち切ります。

あとその他ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切れます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成26年度上砂川町

一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第1号 地方交付税の安定的確保を求める意見書を議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春） 地方交付税の安定的確保を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 数馬尚 斎藤勝男

本文に入ります。

意見書案第1号

地方交付税の安定的確保
を求める意見書（案）

地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものです。

平成27年度の地方財政計画では、地方創生に必要な歳出のため、新規財源を含め1兆円が計上される一方で、地方税が増収となる中で地方交付税は前年度比1千億円の減となりました。

多くの地方自治体は地方税の増収が見込まれる中でも、必死に行財政改革に取り組み、行政サービスの維持・向上を図っています。今後、国の財政事情のみばかりが優先され、地方交付税を削減して地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになります。

また、課税客体が偏在化しているため、地方税が増収となる時期には、自治体間で税収格差が広がる懸念もあります。

よって、政府に対して、今後とも地方交付税を

安定的に確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が十分に機能するよう維持していくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、地方創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 地方交付税の安定的確保を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 斎藤 勝男

賛成議員 横溝 一成 伊藤 充章

本文に入らせていただきます。

意見書案第2号

ドクターヘリの安定的な事業継続に

対する支援を求める意見書（案）

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できるうえ、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえたうえで、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているか

を検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。

2. ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 夫
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 年金積立金の専ら被保険者

の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 斎藤 勝男 吉川 洋

本文に入ります。

意見書案第3号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。

まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できる統治体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることとなります。

こうした現状に鑑み、政府に対し下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
3. G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できる統治体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲 夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

したがって、平成27年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午後 1時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平成27年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月17日（火曜日）午前10時00分 開会
午後 1時45分 散会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第13号 平成27年度上砂川町一般会
計予算

◎委員長挨拶

○委員長（斎藤勝男） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

11日の定例会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。何分ふなれでございまして、委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成27年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が30億6,560万円、特別会計を合わせますと37億4,026万9,000円となり、前年度と比較しますと6億834万4,000円増の予算となっております。前年度は町長選挙がとり行われた関係上、骨格予算でありましたが、本年度は政策的経費も取り組んだ通常予算となり、人口減少対策、少子高齢化対策、消防庁舎建設費等の投資的経費など、重要施策が計上されておりますことから、本特別委員会といたしましてもそのあたりを踏まえ、十分なる論議を重ねていただき、効率的に議事を取

り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○委員長（斎藤勝男） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（斎藤勝男） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（斎藤勝男） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日は執行方針の質疑において貴重なご意見を賜り、大変ありがとうございました。本日より2日間、平成27年度の町づくりに向けた各施策や具体的事業を盛り込んだ一般会計予算を初め4特別会計のご審議をいただくこととなっております。委員の皆様方の活発なご審議をお願いいたします。

平成27年度の予算編成に当たりましては、執行方針や予算の大綱でも触れさせていただいておりますけれども、本町の財政状況は地域経済の低迷

や人口の流出により税収等の減少が著しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であり、行政最大の課題であります人口減少対策や少子高齢化問題に対応するべく、可能な限り各団体の意向を把握し、子育て支援施策や高齢者施策、雇用施策を図る経費について予算計上をしたところでございます。

平成27年度一般会計予算は30億6,500万円ほどの予算規模で、特別会計の6億7,500万円と合わせまして総額37億4,000万円ほどとなり、本年度は特に防災の拠点施設であります消防庁舎建設事業などの実施により、全会計で前年度対比は19.4%の増となったところであります。年度途中におきましても引き続きさまざまな機会を通じまして町民の皆さんや各団体の要望等も拝聴し、優先すべき課題につきましても補正予算にて対応してまいりたいというふうに考えてございます。今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け、職員と一丸となって取り組み、さらに地方創生も含め議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

この後平成27年度の予算の内容について各担当課長からご説明申し上げますので、ご審議くださるようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（斎藤勝男） それでは、これより議事に入ります。

議題の（1）、予算特別委員会の日程について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の裏面をごらんいただきたいと存じます。審査日程は、本日17日と18日の

2日間を予定しております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議していただき、その後平成27年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順に進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を全て終え、18日は国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は、ただいま申し上げましたように改めていたしませんので、間違いのないようにご参集願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（斎藤勝男） 議題の（2）、予算審査の方法について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） 予算審査の方法について説明いたします。

3月11日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、

原則的に目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員及び説明補助員の出席でございますが、一般会計につきましては全課長、財政担当主幹、徴税担当参事の出席をお願いいたします。特別会計につきましては、一般会計同様全課長等と担当係長が出席し、対応していただくことといたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（斎藤勝男） 議題の（3）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（斎藤勝男） 議題の（4）、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第13号

○委員長（斎藤勝男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査

いたします。内容の説明を求めます。中島議会議務局長。

○事務局長（中島隆行） 議会費について説明をいたします。

予算書の28ページをお開き願います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,598万9,000円、前年度比較367万2,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。主な内容は、1節報酬、本年度予算額2,211万6,000円、前年度比較で66万円の増で、本年1月から本則にて支給することになったものによるものでございます。3節職員手等、本年度予算額831万2,000円、前年度比較で30万4,000円の増で、議員期末手当につきましては一般職員同様に人事院勧告に準じた改定を本年1月より実施したことによるものでございます。4節共済費、本年度予算額1,320万7,000円、前年度比較で280万7,000円の増で、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。その他については、昨年とほぼ同額で経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

2款総務費に入ります。総務費については、米田総務課長、浅利企画振興課長、渡辺住民課長、前田教育次長、永井税務出納課長、中島監査事務局長に順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

予算書30ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4,299万2,000円、前年度比較で302万3,000円の増、

財源は全て一般財源でございます。本目は、町行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額530万5,000円、前年度比較で94万5,000円の増となっております。臨時職員1名分の増によるものでございます。8節報償費でございますが、本年度予算額15万円の計上につきましては、職員の資質向上を目的に、接遇対応やビジネスマナー全般につきまして外部講師を招き研修会を実施するための講師謝礼でございます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,197万5,000円、前年度比較で98万5,000円の増でございます。電気料などの値上げによる庁舎管理経費の増によるものでございます。13節委託料ですが、本年度予算額860万円、前年度比較で75万9,000円の増となっております。隔年で実施しております役場庁舎窓ガラスの清掃、また3年ごとの消防設備点検にかかわります経費の増でございます。14節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額186万7,000円、前年度比較で26万2,000円の増となっております。昨年11月より稼働を始めた全国瞬時警報システムJアラートの登録制メール廃止にかかわりますサーバー使用料の増によるものでございます。

32ページへ参りまして、3目財政管理費、本年度予算額20万3,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。本目は予算書、決算書などの作成経費と起債管理にかかわる経費を計上しております。

4目会計管理費、本年度予算額85万6,000円、前年度比較で5万円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、出納業務に係る経費を計上するものでございます。12節役務費でございますが、本年度予算額78万円、前年度比較で5万円の減で、証紙売りさばき手数料の減によるものでございます。

5目財産管理費、本年度予算額1,442万7,000円、前年度比較で461万1,000円の減でございます。財

源内訳は、その他特定財源が1,435万9,000円、一般財源が6万8,000円でございます。本目は町有財産の管理経費を計上するものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額986万7,000円、前年度比較で178万5,000円の減となっております。年次計画で進めております職員住宅の修繕費の減によるものでございます。23節償還金、利子及び割引料ですが、本年度予算額282万3,000円、前年度比較で282万3,000円の減となっております。平成7年に借入れをしました本町単身者住宅の債務負担行為割賦償還金の減によるものでございます。

6目企画費、本年度予算額310万8,000円、前年度比較で42万1,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目のうち、防災対策にかかわります予算につきまして説明をさせていただきます。11節需用費、本年度予算額36万円、前年度比較で26万円の増、次ページへ参りまして、18節備品購入費、本年度予算額140万円、前年度比較で10万円の増となっており、いずれも災害備蓄品の整備にかかわる予算で、年次計画での整備により、本年度においては冬期間の災害に備えたオイルヒーターや投光器などの整備を進めてまいります。また、平成24年度に作成し、全戸へ配布をしました防災ハザードマップにつきまして内容を更新することとし、需用費にて事業費26万円を含め計上しております。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。公平委員3人分の報酬でございます。

35ページの9目諸費でございます。本年度予算額220万円、前年度比較で4,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、表彰関係の予算や弔慰金、会議、来客用など、他の費目に属さない予算を計上するものでございます。

続いて、39ページをお開きください。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算

額14万6,000円、次のページへ参りまして2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円で、いずれも前年度同額でございます。

3目北海道知事道議会議員選挙費、本年度予算額308万5,000円、財源は全て国・道支出金でございます。本年4月12日執行の北海道知事、道議会議員選挙に要します投票票事務の執行経費を計上するものでございます。

昨年度計上しておりました町長選挙費につきましては、廃目でございます。

以上、2款総務費にかかわります総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、浅利企画振興課長。

○企画振興課長（浅利基行） 総務費のうち企画振興課の所管事項についてご説明申し上げます。

32ページをごらんください。2目文書広報費でございます。本年度予算額860万1,000円、前年度対比で355万7,000円の増でございます。財源は、その他特定財源といたしまして広報やホームページの広告掲載料20万円を充当し、一般財源は804万1,000円でございます。増額の主な要因ですが、11節需用費で29万3,000円増の243万3,000円の計上は町勢要覧作成経費の増でございます。13節委託料で328万8,000円増の566万4,000円の増ですが、町例規類整備業務であります。国の法改正に伴いマイナンバー等に係る関係条例の改正により、198万8,000円増の436万3,200円の計上と町公式ホームページリニューアル業務で130万円の増によるものでございます。

次に、33ページをごらんください。6目企画費でございます。企画振興課所管事項といたしまして、19節負担金、補助及び交付金で前年度対比2万円の減で、主な増減の内容は過疎地域自立促進連盟負担金1万7,000円の減によるもので、他の経費につきましては前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、36ページをごらんください。11目地域振

興費でございます。本年度予算額964万7,000円、前年度比較で401万円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金といたしましてテレビ中継局整備のための地域公共ネットワーク等強靱化事業で167万円、起債といたしまして160万円、その他財源といたしまして60万円を充当いたしまして、一般財源は577万7,000円でございます。増額の主な要因でございますが、8節報償費100万円減の3万円の計上ですが、移住定住PR事業100万円は3月補正で繰越明許にて計上の地方創生費に振りかえたことによるものです。11節需用費で55万円増の104万5,000円の計上は、水源公園修繕料で水源公園のフェンス改修によるものです。次に、37ページ、15節工事請負費でございます。440万円の計上はテレビ中継局予備電源設置工事に係るもので、現在上砂川デジタルテレビ中継局には予備電源が未整備であり、災害時等において電源の供給がとまった場合においても蓄電池装置からの電力供給により10時間程度テレビ放送を維持できるようにするための整備とアナログ機器の撤去によるものです。19節負担金、補助及び交付金6万円の増は、本年度より炭鉱の記憶マネジメントセンター運営経費の負担増によるものです。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、41ページをごらんください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額328万5,000円、前年度対比で276万5,000円の増でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。増額の主な要因ですが、今年度は国勢調査の実施年となっており、報酬で185万3,000円増の220万5,000円の計上、職員手当等で15万円、賃金で18万5,000円、需用費で26万6,000円増の35万8,000円の計上となっております。また、委託料で5万5,000円の増となっております。

以上で総務費のうち企画振興課の所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 2款総務費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書34ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額628万8,000円、前年度比較30万8,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名にかかわる経費及び交通安全指導車等にかかわる経費を計上しております。本年度は、交通安全指導車の車検費用及び冬タイヤ購入で22万1,000円、交通安全指導員被服費で9万円の増によるものでございます。そのほかは、前年度ほぼ同額の予算の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額2,464万5,000円の計上で、前年度比較1,209万2,000円の増です。財源内訳は、国・道支出金1,097万2,000円、その他特定財源208万5,000円、一般財源1,158万8,000円でございます。39ページでございます。13節委託料は895万9,000円の計上です。下段に記載しています社会保障・税番号制度導入に係る住基システム導入業務は前年度に引き続き832万5,000円を計上しております。前年度対比39万4,000円の減は、昨年更新しました住基台帳ネットワークシステム費用などの相殺によるものでございます。14節使用料及び賃借料846万3,000円の計上で、前年度対比794万4,000円の増は住基システム借り上げ料でございます。現在使用している住基、税の機器及びシステムは平成19年に設置されたもので、更新を要するため、費用はリース方式で5年払いとし、本年度は10月から供用を開始することから、半年分の794万4,500円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金684万8,000円の計上で、前年度対比440万7,000円の増は社会保障・税番号制度の中間サーバー利用負担金で、地方公共団体情報システム機構に対して支払う負担金441万7,000円でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上ですので、

内容の説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、前田教育次長。

○教育次長（前田 厚） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございます。本年度予算額1,705万4,000円、前年度と比較いたしまして99万円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が30万円、一般財源が1,675万4,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費、本年度予算額691万円、前年度対比9万円の減となっておりますが、町民センターの努力によります水道料の減によるものであります。36ページをお開きください。12節役務費、本年度予算額23万5,000円、前年度対比6万円の減は、図書室業務に係る電話、ファクスの使用料の減によるものであります。13節委託料、本年度予算額799万3,000円、前年度対比50万6,000円の増は、隔年で実施のガラス清掃業務のアップ分によるものでございます。18節備品購入費、本年度予算額68万円、前年度対比137万円の減となっておりますが、町民センター用のプライムテーブルの購入費の減によるものでございまして、なお本目には町民センター図書室内での各種情報閲覧を可能とするパソコン購入費用13万円が新たに計上されております。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、永井税務出納課長。

○税務出納課長（永井孝一） それでは、総務費のうち所管する税務出納課分についてご説明させていただきます。

37ページの下段をごらんください。2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額12万7,000円、前年度と同額となっております。財源内訳は、全て一般財源であります。主に固定資産評価委員会に

かかわる経費を計上しており、前年度同額のため内容の説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開き願います。2目賦課徴収費、本年度予算額438万9,000円、前年度対比26万6,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が389万8,000円、一般財源が49万1,000円であります。主な増減内容につきましてご説明させていただきます。7節賃金、本年度予算額13万4,000円、前年度対比2万円の増は、確定申告時の臨時筆耕雇用分で、単価上昇による計上、11節需用費、本年度予算額64万3,000円、前年度対比19万3,000円の増は、各税の納付書が在庫切れのため、印刷製本費を18万5,000円増額並びに徴収用車両が本年度車検のため、修繕料を増額して計上、12節役務費、本年度予算額25万3,000円、前年度対比3万8,000円の増は徴収用車両の保険料並びに車検手数料を増額して計上、13節委託料、本年度予算額317万4,000円、前年度対比52万9,000円の減は、昨年度固定資産評価が電算システムの処理経費を計上していたための減額、27節公課費、本年度予算額8,000円は車検による重量税を計上するものであります。その他につきましては、前年度同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で税務出納課が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、中島監査事務局長。

○監査事務局長（中島隆行） それでは、監査委員費についてご説明いたします。

41ページをお開き願います。ページの下段でございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度同額で、全て一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金まで、監査業務にかかわります經常経費でございます。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。大内委員。

○8番（大内兆春） 参考までにお聞きしますので、もしわからないところあったらよろしいですから、お願いいたします。

まず最初に、41ページの統計調査費、国勢調査指導員というのはどういった仕事をなさるのですか。

次に、国勢調査員というのは何名おられるのですか。

それと、4年前の国調で、今現在幾ら人口減っているのかはつきりわからないと思いますが、例えば400人から500人の間で人口減少が見られて、それで町長が一番詳しいと思いますけれども、来年度からどれぐらい交付税がそれに対して減少になる見込みか、もしわかれば教えてください。

○委員長（斎藤勝男） それでは、大内委員の質問に対して、関係所管の課長及び町長、ご指名ですので、説明をお願いいたします。町長。

○町長（奥山光一） まだ統計費ではないと思うのですが。

〔「何ですか」と呼ぶ者あり〕

○町長（奥山光一） 統計費までまだ行っていないのですけれども。

○8番（大内兆春） 行っていないのだ。企画全般についてといったから、行ったのかなと思って。行ってからでいいです。

○委員長（斎藤勝男） 済みません、ふなれなため。

今言ったのは文書広報費、財政管理費、会計管理費、財産管理費、企画費の一括質疑です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） それでは、ないようでございますので、打ち切ります。

次、7目公平委員会費、8目交通安全対策費、9目諸費、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

それでは、5項統計調査費、そして6項監査委員費について質疑を受けます。先ほどの統計調査についてどうぞ。

○8番（大内兆春） 改めて聞かないとだめですか。

○委員長（斎藤勝男） はい。

大内委員。

○8番（大内兆春） それでは、41ページの統計調査費についてお尋ねいたします。

これは、あくまで参考に、勉強のために参考に聞きますので、わかる範囲でお願いいたします。国勢調査指導員は、どういった仕事をしているのか、また何名おられるのか。また、国勢調査員は何名おられるのか。そして、4年前からことしの国調までにどのぐらい人口減、大体でよろしいですから、減っているのか。それに対して来年度からの一般交付税、人口減に対する交付税はどのぐらい減少になるのか、わかる範囲でお知らせください。

○委員長（斎藤勝男） それでは、最初に浅利企画課長のほうから答弁お願いします。

○企画振興課長（浅利基行） まず、統計調査指導員ですが、こちらは1名で、次の国勢調査調査員なのですが、こちらは40名ほどおりまして、国勢調査の各戸の配布を行っております。それを取りまとめて集計作業とか、そういった中身の調査をするのがこの指導員の仕事の内容となっております。

○8番（大内兆春） 済みません、最初の調査指導員って1名と言いましたが、どういった方が仕事をなさっているのですか。名前とかそんなのではなくて、どういった資格を有しているとか。

○企画振興課長（浅利基行） 資格は特段……

○8番（大内兆春） 民間だとか。

○委員長（斎藤勝男） 企画課長。

○企画振興課長（浅利基行） 資格は特段ございません。通常の役場で雇っているような一般事務員みたいな、そういう臨時職員のな方を雇っております。

○8番（大内兆春） そうしたら、臨時採用の方とか、アルバイトとか。

○企画振興課長（浅利基行） ええ。

○8番（大内兆春） わかりました。

○委員長（斎藤勝男） 引き続きまして町長。

○町長（奥山光一） 予算特別委員会でしゃべる気はなかったのですけれども、ご指名ですのでちょっと触れさせていただきますが、先にただいまの1点目の質問の中で指導員の関係ですけれども、統計調査全般に明るい方と言ったら語弊があるのですけれども、ある程度経験持っている方をお願いしているということで、ちょっと補足をさせていただきます。

国勢調査の関係でございます。前回平成22年の国調と現在の動向からいきますと、やはり600人ぐらいの減少になるだろうというふうに思われます。これは、自然減も相当数ありますけれども、やはり転出という部分での減少が大きく影響するものというふうに思っております。実際交付税にかかわってどうなのかという部分でございますけれども、27年度の交付税算定が7月に行われますので、試算についてはその算定をもって、27年度の単位費用をもって試算することとしておりますので、現段階で詳しいことは申し上げられませんが、単純にいくとやはり1億五、六千万は減るだろうと。ただ、そこにいろんな係数が入ってまいりますので、大内委員が一番詳しいと思っておりますけれども、数値急減補正ですとか、これの対相手の年度です。それが何年度との比較をするのか。それから、いろんな部分で国から市町村に業務がおりてくる中で、これは国がよく言うのですけれども、交付税に入っていますと。いろんな業務を自治体にやらせる場合について交付税でその経費を見ておりますということをよく言う、国のほうは説明してくるのですけれども、そういう経費が実際にどの程度入ってくるかによって相当数変わってくるかと思えます。

それと、もう一つは、今年度の交付税の国の関係から申し上げますと、入り口ベースと出口ベースで相当数変わっております。というのは別枠加算で、年々減らされてはおりますけれども、3,000万ぐらい入り口ベースから出口ベースの間で加算されて、別枠加算というのがございます。これ

は、恐らく来年度なくなるだろうというふうに思っております。そうしますと、ことしの国の交付税予算で申し上げますと、ほぼ前年並みの予算は計上されている形になっておりますけれども、入り口ベースだけで見ますと、実際には5%以上の減少になっていると。そこは入り口ベースで抑えるのか。それと、もう一つは、地方水準超と言われている部分で、一般財源に使われる地方税が大きく伸びているか、伸びていないか、これによって、財源保障ですので、大きく交付税が伸びるようなところは交付税が減るとか、そういうような状況の中でいろんなことを想定して試算をしなければいけないというふうには思っておりますけれども、現段階ではまだ推計はしておりませんが、少なくとも1億ぐらいは減るという腹づもりで28年度以降の財政については見通しを立てていきたいというふうには思っております。そのほかに、通常部分での減少部分もございまして、大体1億二、三千万の減というふうに一応気持ち的にはそういう気持ちでいるということで、答弁になったどうかわかりませんが、お答え申し上げます。

○8番（大内兆春） ありがとうございます。

○委員長（斎藤勝男） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

3款民生費に入ります。民生費については、西村福祉課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） それでは、民生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書44ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額3億4,320万6,000円、前年度比較で4,387万

円の増、財源内訳は国・道支出金 2 億958万円、起債490万円、その他特定財源243万9,000円、一般財源 1 億2,628万7,000円でございます。8 節報償費524万5,000円の計上でございますが、前年度比較で534万5,000円の減となっております。全世帯配布入浴券につきましては、平成25年度から配布枚数を 1 世帯当たり 5 枚から10枚に拡充してございますが、拡充分500万円を地方創生費として平成26年度繰越明許費に計上したことから、減となるものでございます。45ページの13節委託金264万4,000円の計上で、前年度比較320万2,000円の減となっております。前年度計上しておりました在宅高齢者等除雪サービス事業300万円につきまして、平成26年度繰越明許費に計上したことから、減となっているものでございます。20節扶助費でございますが、2 億5,973万9,000円の計上で、前年度比較で3,183万9,000円の増となっております。障害者自立支援費及び自立支援医療におきまして、利用者の増加等による給付費及び医療費の増によるものでございます。

次に、46ページでございますが、2 目老人福祉費、本年度予算額822万3,000円、前年度比較39万8,000円の減、財源内訳は国・道支出金30万4,000円、起債550万円、一般財源241万9,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上してございます。8 節報償費は550万円の計上で、前年度比較50万円の減となっております。前年度計上しておりました長寿祝品贈呈事業におきまして平成26年度繰越明許費に計上したことから、減となるものでございます。11節需用費、印刷費におきまして、敬老祝品贈呈事業用で10万円の計上でございます。前年度より 8 万円の増となっております。敬老祝い品につきましては、入浴券とバス券の組み合わせで贈呈をしておりましたが、本年度見直しを行い、入浴券とバス券にハイヤー券を加えた 3 種類から本人が選択できるようにするものでございます。ハイヤー券などの印刷費を追加し、計上するものでございます。

次に、47ページの 3 目社会福祉施設費、本年度予算額708万1,000円、前年度比較74万円の減で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しております。11節需用費73万円の計上で、前年度比較88万5,000円の減となっております。消耗品費で前年度実施いたしました集会所カーテン、生活館カーペット取りかえの減、修繕料におきまして前年度実施の集会所玄関ドア修繕の減によるものでございます。

次に、4 目複合施設費、本年度予算額361万7,000円、前年度比較 5 万円の減で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東鶉児童館と中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金やふれあいセンターの自治会への管理委託経費が主なものでございます。11節需用費13万円の計上で、前年度比較 6 万5,000円の減となっております。消耗品費におきまして、前年度実施しました児童館じゅうたん取りかえが減となるものでございます。

48ページをお開き願います。6 目地域包括支援センター費、本年度予算額1,652万9,000円、前年度比較283万8,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,179万1,000円、一般財源473万8,000円でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係ります予算として、職員 2 名分の給与及び嘱託職員 1 名分の賃金、車両維持費などの経費を計上するものでございます。2 節給料から 7 節賃金までにつきましては、前年度は看護師 1 名、保健師 1 名の給与と臨時介護員 1 名の賃金の予算を計上しておりましたが、本年度は看護師 1 名、社会福祉士 1 名の給与と嘱託保健師 1 名の賃金を計上してございます。また、認知症サポーター養成講座を開催するための経費として、49ページの 8 節報償費に講師謝礼 3 万円、11節需用費の消耗品費の内数で教材費 1 万2,000円を計上しております。

49ページ、7 目介護予防費、本年度予算額636

万7,000円、前年度比較133万3,000円の増で、財源内訳はその他特定財源633万5,000円、一般財源3万2,000円でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なもので、要介護になる可能性が高い高齢者の閉じこもり予防のための交流会や高齢者の筋力維持を目的とした百歳体操が主な事業でございます。

50ページ、9目臨時福祉給付金給付事業費、本年度予算額890万7,000円、前年度比較1,745万8,000円の減で、財源は全て国・道支出金でございます。昨年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴いまして、所得の低い人への簡素な給付措置として前年度に引き続き実施されます臨時福祉給付金の支給に必要な予算を計上するものでございます。本年度実施されます給付金は、低所得者に対します平成27年10月から平成28年9月までの1年分の消費税率引き上げによる影響の緩和措置として支給されるものでございます。給付対象者につきましては、本年1月1日に本町に住民票があり、平成27年度分の町民税均等割が課税されていない人でございます。ただし、課税されている人に扶養されている人や生活保護受給者は対象外となっております。給付額は、前年度は対象者1人当たり1万円でしたが、本年度は1人当たり6,000円とされ、昨年度ありました年金受給者等に対する加算措置は本年度はございません。支給時期につきましては、本年10月以降とされております。予算につきましては、昨年度の事業実績を踏まえた事務費といたしまして、臨時筆耕賃金29万円、消耗品、印刷費の需用費22万円、郵便料等の役務費39万8,000円、システム導入委託料59万2,000円、パソコン等の借り上げ料20万7,000円を計上し、19節負担金、補助及び交付金におきまして昨年度実績に基づきました対象者の見込み数1,200人分の給付金720万円を計上するものでございます。

次に、児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費、本年度予算額3,743万5,000円、前年度比較425万1,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金2,964万円、その他特定財源20万円、一般財源759万5,000円でございます。本目は、例年子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業や保育園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しているものでございます。本年度の予算につきましては、育児用品購入券贈呈事業にかかわる予算145万7,000円、おひさまルーム事業にかかわります予算、賃金、報償費、需用費の予算35万4,000円につきましては平成26年度繰越明許費に計上してございます。52ページでございますが、20節扶助費は3,669万2,000円の計上で、前年度比較で267万5,000円の減となっております。児童手当3,226万円につきましては、支給対象となります中学生までの子供数の減によりまして232万円の減となるものでございます。

次に、2目保育所費でございます。本年度予算額1,584万3,000円、前年度比較で25万6,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源237万6,000円、一般財源が1,346万7,000円でございます。11節需用費613万7,000円の計上で、前年度比較31万1,000円の減となっております。消耗品費につきましては、給食用の栄養管理システム更新費で10万円の増となっており、食糧費の給食におきましては保護者負担の無料化をしております主食代を平成26年度繰越明許費に計上したことから、51万6,000円の減となっております。13節委託料30万5,000円の計上で、前年度比較4万円の増となっております。給食用の栄養管理システム更新に伴いまして、保守料を計上するものでございます。

53ページの3目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、本年度予算額121万2,000円、前年度比較で157万1,000円の減となっております。財源は、全て国・道支出金でございます。消費税引き上げ

の影響等を踏まえた子育て世帯に対する臨時特例的な給付措置として、前年度に引き続き実施されます子育て世帯臨時特例給付金の支給に必要な予算を計上するものでございます。支給対象となる児童は平成27年6月分の児童手当の対象となる中学生以下の児童で、給付額は1人当たり3,000円となっております。昨年度は臨時福祉給付金の対象者や生活保護受給者は対象外となっておりますが、本年度は低所得の子育て世帯に手厚い措置を講ずる観点から、対象とされております。支給時期につきましては臨時福祉給付金同様本年10月以降とされてございますが、申請手続は6月の児童手当の現況届と同時に行うことにより、手続を簡素化することになってございます。予算につきましては、昨年度の実施実績を踏まえた事務費といたしまして臨時筆耕賃金14万5,000円、需用費7万2,000円、役務費5万円、システム導入委託料21万6,000円を計上し、19節負担金、補助及び交付金におきまして、児童手当受給対象児童数に基づきました見込みによりまして242人分の給付金72万9,000円を計上するものでございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額10万円、前年度比較で19万円の減となっております。財源は全て一般財源でございます。生活困窮世帯に対します福祉燃料扶助の経費を平成26年度繰越明許費に計上したものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の予算を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（齋藤勝男） ここで休憩に入りたいのですが、途中になりますので、引き続きまして渡辺住民課長の説明をよろしく願います。

○住民課長（渡辺修一） 3款民生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書は45ページでございます。1目社会福祉総務費、20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、89万1,000円減の910万4,000円を計上しております。続きまして、46ページをお開き願います。28節繰出金6,450万1,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明をいたします。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算の計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きましてに、48ページをお開き願います。5目介護保険費、本年度予算額9,196万8,000円、前年度比較539万7,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金9,172万5,000円、前年度対比579万5,000円の増は、空知中部広域連合負担金で、介護給付費等負担金が332万4,000円、税番号制度のシステム改修費及び職員の人件費等で247万1,000円が増額となったものでございます。

続きまして、50ページをお開き願いたいと思います。8目後期高齢者医療費、本年度予算額9,810万2,000円、前年度比較1,364万6,000円の増で、財源内訳につきましては国・道支出金1,531万4,000円、その他特定財源56万5,000円、一般財源8,222万3,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計へ繰出金を計上しております。19節負担金、補助及び交付金7,360万6,000円、前年度対比1,280万3,000円の増につきましては、北海道後期高齢者連合へ支出する入院等の療養給付費等の増によるものでございます。28節繰出金2,393万1,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかは、前年度同額予算のため、内容の説明を省略いたします。

続きまして、52ページをお開き願いたいと思い

ます。1目児童福祉総務費、20節扶助費の乳幼児医療費131万6,000円につきましては、地方創生費の予算として234万2,000円を予算繰り越ししておりますので、平成27年度分は356万8,000円となり、前年度対比で163万5,000円の増となっております。昨年8月より高校生までの医療費を無料化したことによるものでございます。ひとり親家庭等医療費251万6,000円の計上は、前年度の実績見込み額を勘案し、計上しております。療育医療費60万円は、平成25年度から北海道より療育医療の給付事業が権限移譲されたものでございます。

以上で3款民生費のうち住民課が所管いたします事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

○委員長（斎藤勝男） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3款民生費の質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費、4目複合施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、5目介護保険費、6目地域包括支援センター費、7目介護予防費、8目後期高齢者医療費、9目臨時福祉給付金給付事業費について一括して質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。西村福祉課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書56ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額1億456万8,000円、前年度比較812万1,000円の増でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しており、内訳はほぼ前年同額での計上でございますが、増額の主な要因は繰出金の増でございます。57ページ、28節繰出金におきまして、水道事業会計繰出金で前年度比較で815万5,000円増となる1億15万8,000円を計上するものでございます。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額916万6,000円、前年度比較252万8,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金55万8,000円、その他特定財源43万8,000円、一般財源817万円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業に係る経費につきまして対象者数の増減や実績

を勘案した見込みにより、所要額を計上してございます。11節需用費31万円の計上で、前年度比較で16万円の減となっております。前年度開催いたしました食生活改善推進員養成講座のテキスト等の消耗品の減によるものでございます。次に、58ページでございます。13節委託料685万6,000円の計上で、前年度比較214万6,000円の減となっております。インフルエンザワクチン接種費用助成事業におきまして、高齢者分及び妊婦、子供分の207万1,000円につきまして平成26年度繰越明許費に計上により減となるものでございます。また、本年度の新規事業といたしまして、20歳以上40歳未満の健診機会のない人を対象としました若年者健診と健診結果から糖尿病や脳梗塞、心筋梗塞のリスクが高い人を対象に2次検査を行います生活習慣病予防事業の委託料80万5,000円を追加計上してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 4款衛生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書58ページでございます。3目環境衛生費、本年度予算額743万7,000円、前年度比較147万3,000円の減で、財源内訳はその他特定財源9万5,000円、一般財源734万2,000円でございます。11節需用費87万2,000円、前年度対比30万8,000円の減につきましては、前年度購入しました蜂の巣駆除用防護服及び共同浴場の消火器購入費用の減によるものでございます。59ページでございます。19節負担金、補助及び交付金498万円、前年度対比111万2,000円の減につきましては、砂川地区保健衛生組合負担金429万円、前年度対比98万8,000円の増は、火葬場の年次計画による修繕費で、本年度は外壁工事の増と前年度計上しました東町共同浴場運営費補助金210万円の減によるものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額20万8,000円、前年度比較5万円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しております。前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額7,058万8,000円、前年度比較で346万円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源で1,127万4,000円、一般財源5,931万4,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。11節需用費623万1,000円、前年度対比で116万9,000円の減は、修繕料で平成25年、26年度の2カ年で実施しましたごみ収納ボックスの1枚ぶたを2枚ぶたに改良する経費の減によるものでございます。次に、60ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金5,197万3,000円、前年度対比227万円の減です。砂川地区保健衛生組合負担金3,882万6,000円、前年度対比306万2,000円の減は、クリーンプラザくるくるの施設年次計画による整備費でございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,314万7,000円、前年度対比133万1,000円の増は、中・北空知エネクリーン施設公債費償還分の増によるものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、61ページでございます。3目し尿処理費、本年度予算額3,291万4,000円、前年度比較556万8,000円の減で、財源内訳はその他が695万2,000円、一般財源2,596万2,000円でございます。11節需用費117万円、前年度比較44万円の増は、石狩川流域下水道組合奈井江浄化センターのし尿、汚泥の受け入れ施設が4月より供用開始することに伴い、同施設までのし尿運搬による燃料費の予算を計上しております。19節負担金、補助及び交付金2,650万4,000円、前年度対比575万6,000円の減となっております。砂川地区保健衛生組合負担金2,238万円、前年度対比610万2,000円の増は、旧砂

奈浦衛生センター解体費用分でございます。石狩川流域下水道組合負担金412万4,000円、前年度対比1,185万8,000円の減は、奈井江浄化センターのし尿、汚泥の受け入れ施設の建設費負担分です。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課の所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。大内委員。

○8番（大内兆春） 委員会でも毎度聞いていることなのですが、子宮頸がんワクチン接種費用として55万9,500円上げているわけですが、子宮頸がんは副作用の問題とかいろいろあるわけですね。それで、委員会で質問したら、扇谷さんは希望者だけだと、それで55万9,000円だけの希望者がいるのかお尋ねいたします。

○委員長（斎藤勝男） 西村課長。

○福祉課長（西村英世） 子宮頸がんワクチンの接種に関しましては、副反応が全国で問題になっておりますが、本町では実際に重篤な副反応が出たという生徒はおらないわけでございますが、一応国の定期接種化になっておりまして、積極的な接種の勧奨をしないという状態が続いてございます。予算的には、中学1年生から高校1年生までの人数分を本人と保護者が希望したら受けれる状態の予算を組んでございますが、実際のところ本年度も一人も受けている状態ではございません。

○8番（大内兆春） わかりました。

○委員長（斎藤勝男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

次、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画振興課長。

○企画振興課長（浅利基行） それでは、労働費、農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

64ページをごらんください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額308万7,000円、前年度比較で802万3,000円の減でございます。財源は、全て一般財源でございます。減額の主な内容ですが、緊急雇用創出推進事業用として7節賃金735万円、11節需用費48万円、16節原材料費8万円の減が主な内容ですが、3月補正の繰越明許費、地方創生費での計上となっております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容ですので、説明は省略させていただきます。

次に、農林水産業費です。66ページをごらんください。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額23万9,000円、前年度比較で7,000円の増でございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。前年度とほぼ同額の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で5款労働費、6款

農林水産業費の説明が終わりました。

一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画振興課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、浅利企画振興課長。

○企画振興課長（浅利基行） それでは、7款商工費のうち企画振興課所管事項につきましてご説明申し上げます。

68ページをごらんください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,147万8,000円、前年度比較で241万1,000円の減でございます。財源につきましては、国・道支出金52万1,000円、その他特定財源といたしまして1,251万円、一般財源は844万7,000円でございます。企画振興課所管事項といたしましては、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、中小企業原資預託金などですが、産業活性化センター管理経費につきましては、11需用費で昨年検測量水器の交換が終了したことにより修繕料で54万円の減額で、13万円の計上となっております。また、13節委託料で隔年実施のガラスサッシ清掃などの増により4万3,000円増の123万1,000円の計上となっております。次に、69ページをごらん願います。21節貸付金では、中小企業融資について償還終了に伴い、原資預託金230万5,000円減の1,100万円を計上をしたところでございます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,480万5,000円で、前年度同額でございます。財源内訳につきましては、起債1,400万円、一般財源80万5,000円でございます。前年同額につき、説明は省略させていただきます。

次、3目観光費、本年度1,025万7,000円、前年

度比較で37万1,000円の減でございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。減額の主な内容ですが、11節需用費で昨年作成いたしました観光用ポスターとパンフレットに係る印刷製本費の減によるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上で企画振興課の所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 7款商工費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書68ページでございます。1目商工振興費のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、18節備品購入費、19節負担金、補助及び交付金、総額で216万3,000円を計上しております。平成21年から実施しています国の消費者行政活性化事業が延長されたことに伴い、11節需用費では高齢者を狙った多額の振り込め詐欺に遭わないよう啓発用のマグネットシート17万1,000円及び啓発用のチラシ作成費のほか、修繕費では10万8,000円と18節備品購入費22万円は相談業務用のデータを道庁と直接送受信するための専用回線費と入力するためのパソコン購入費等を計上しております。そのほかは、ほぼ前年度と同額でございますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で7款商工費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、8款土木費つきましてご説明申し上げます。

72ページをお開き願います。土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額8,170万5,000円、前年度比較1,126万9,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万7,000円、起債80万円、その他特定財源115万1,000円、一般財源7,967万7,000円でございます。本目は、主に街路灯の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。11節需用費749万5,000円で、前年度比較96万円の増額は北電の単価改正による街路灯の電気料の増額で、28節繰出金7,304万6,000円、前年度比較1,237万円の減額は下水道事業特別会計の繰出金の減によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

73ページでございます。2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億154万6,000円、前年度比較4,203万2,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金2,704万円、起債1,890万円、一般財源が5,560万6,000円でございます。本年度の除排雪経費につきましては、7節賃金、11節需要費のうち燃料費、13節委託料、14節使用料及び賃借料の排雪ダンプ借り上げ料を合わせまして総額2,194万5,000円の計上で、前年度対比11万7,000円の減額は燃料単価の減によるものでございます。13節委託料2,336万1,000円、前年度比較1,033万2,000円の増額となっておりますが、道

路のストック総合点検業務委託費の計上によるもので、道路及び道路構造物の点検を実施し、町道整備計画を策定するものでございます。資料ナンバー5の事業箇所図をご参照願います。15節工事請負費につきましては4,800万円の計上で、前年度比較3,140万円の増額となっておりますが、年次計画による八千代橋長寿命化補修工事3,000万円を計上し、補修を行いますとともに、次ページ、若葉台分譲団地の排水整備工事に570万円、のり面復旧工事に330万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、74ページ、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額7,229万2,000円、前年度比較353万4,000円の増額で、財源内訳につきましては起債4,240万円、その他特定財源2,989万2,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。資料ナンバー6から12までをあわせてご参照願います。11節需用費6,060万円、前年度比較710万円の増額は、住宅長寿命化計画と空戸対策、住宅再編計画に基づき、鶉若葉台団地1棟4戸と緑が丘団地5棟20戸、鶉改良住宅2棟12戸の水洗化整備と下鶉地区公営住宅2棟8戸、鶉本町団地3棟12戸の屋根のふきかえを行いますとともに、緑が丘団地と鶉改良住宅におきまして24戸の内部改修費として700万円を計上しております。23節償還金、利子及び割引料358万円、前年度比較357万9,000円の減額につきましては、中央の単身者住宅割賦償還金が納入完了となることによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額2,444万8,000円、前年度比較511万円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金350万円、起債340万円、一般財源1,754万8,000円でございます。本目は、2名の人件費と今年度新たに委託経費を

計上するものでございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節の退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は1,671万1,000円で、前年度比較36万3,000円の増額となっております。次に、76ページをお開き願います。13節委託料700万円の計上で、700万円の増額は、平成15年度に策定しました住宅マスタープランを新たに策定し直すとともに、平成22年度に策定いたしました町営住宅長寿命化計画の見直しを行い、今後の住宅政策の構築を図るものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で8款土木費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。川岸委員。

○2番（川岸清彦） 八千代橋長寿命化補修工事、73ページです。一番下です。3,000万円ということなのですが、前に厚生建設の常任委員会で私も質問したと思うのですが、ちょっと忘れたのですが、大体町道にかかる橋というのは耐用年数を超えてきていると思うのですが、ことしこれやると次この橋というふうにして年次計画決まっていたか。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの質問に対して佐藤技師長、説明願います。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 町内には11橋の橋がございまして、これにつきまして平成24年度に現地の調査を行いまして、11橋の整備計画を立てたことに基づきまして年次的に進めるもので、27年度と28年度におきまして八千代橋を補修することとしておりまして、その後につきましてはまた老朽度合いを考慮しながら年次的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○委員長（斎藤勝男） よろしいですか。

○2番（川岸清彦） はい、わかりました。

○委員長（斎藤勝男） 高橋委員。

○6番（高橋成和） ちょっと委員会で聞き忘れてしまったのですが、タイヤショベルの借り上げ料、これミニショベルのことですよね。それで、これって一応リースという形なのですよね。それで、借り上げ年数とかいろいろあると思うのですが、その辺詳しく聞きたいのと、あと冬は緊急雇用の方々がいろいろと使っていると思うのですが、夏場は土木のほうで道路の修繕とか、そういうほうで使っていくということによってよろしいのですか、ちょっと教えていただければ。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの質問に対して佐藤技師長、説明願います。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） ただいまのご質問でありますが、タイヤショベル1台が老朽化しておりまして、これを更新すると非常に高額な料金がかかるということで、5年間リースをもとに、主に除雪作業用、道路作業用として1台を借り上げをするものでございます。

○委員長（斎藤勝男） 高橋委員。

○6番（高橋成和） 済みません、ありがとうございます。これ5年たったらまた新しいショベルに切りかえるという形で、一応そういう方向で向いているということによってよろしいのですか。

○委員長（斎藤勝男） 佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 5年リースで更新することによりまして毎年の一般修繕費の軽減が図れることから、今後も同様な方向で進めていきたいと考えております。

〔発言する者あり〕

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 現在の考え方としては、5年後にまた再リースをしていきたいと考えております。申しわけございませんでした。

○委員長（斎藤勝男） よろしいですか。

○6番（高橋成和） はい。

○委員長（斎藤勝男） 数馬委員。

○5番(数馬 尚) 本当に基本的なことを聞いて恐縮なのですが、ちょっと委員会で聞き忘れたものですから。除雪について業者委託する場合の経費の積算なのですが、出勤回数に応じて払うのか、それから月決めでやるのか、そこら辺の基本的な部分でちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長(斎藤勝男) 数馬委員のシステムについての説明、佐藤技師長、お願いします。

○企画振興課技師長(佐藤康弘) 委託料につきましては、基本的に稼働時間に応じてお支払いをさせていただいております。

○委員長(斎藤勝男) 数馬委員。

○5番(数馬 尚) それは、例えば3時間単位だとか6時間単位だとか何時間単位だとかいう、そういうことですか。

○委員長(斎藤勝男) 佐藤技師長。

○企画振興課技師長(佐藤康弘) はい、そのとおりでございます。

○5番(数馬 尚) どういう分け方でいくのですか。

○企画振興課技師長(佐藤康弘) 1時間当たりの分け方でいっております。

〔「契約書出しますか」と呼ぶ者あり〕

○5番(数馬 尚) わかりました。あとで高橋委員に見せてもらいます。

○委員長(斎藤勝男) そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤勝男) なければ、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤勝男) ないので、打ち切ります。

次、3項住宅費、1目住宅管理費、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤勝男) ないので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 零時58分

○委員長(斎藤勝男) 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長(米田淳一) それでは、消防費につきまして説明いたします。予算書78ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額7億992万1,000円、前年度比較で5億5,507万6,000円の増で、財源内訳は起債5億5,040万円、一般財源1億5,952万1,000円でございます。増額の主な要因は、本年度実施設計を終え、工事費が確定いたしました上砂川支署庁舎建設に係る砂川地区広域消防組合負担金の増で、内訳として起債はございませんが、建設工事費で5億3,766万1,000円、工事管理業務委託で1,274万4,000円の合計5億5,040万5,000円を計上するもので、財源には充当率100%、元利償還金の70%が交付税算入されます緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。今後のスケジュールでございますが、本年5月に砂川消防組合の議会議決後、工事契約を結んで着工、明年3月末に本体工事を終える予定で進めてまいります。その他の増額要因としましては、職員の昇給等によります人件費で330万円、消防団員の防火着等の年次更新などで120万円の増によるものでございます。なお、付記にございます砂川消防本部庁舎建設負担金42万9,000円につきましては、前年同額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(斎藤勝男) 以上で9款消防費の説明

が終わりました。

これより質疑に入ります。

消防費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。前田教育次長、浅利企画振興課長に順次説明を求めてまいります。初めに、前田教育次長。

○教育次長（前田 厚） それでは、教育関係費についてご説明申し上げます。

80ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、前年度と同額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。内容につきましては、全て前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額617万1,000円、前年度と比較いたしまして8万円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が41万9,000円、一般財源が575万2,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。4節共済費、本年度予算額148万円、前年度対比12万1,000円の増となっておりますが、昨年度本節に計上されておりました特別支援学級支援員の共済費が平成26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことによる減と中学校の嘱託給食調理員1名分の増によるものでございます。次、11節需用費、本年度予算額76万7,000円、前年度対比4万1,000円の減となっておりますが、隔年で実施の教育委員会公用車の車検に伴う整備費用の減によるものでございます。81ページでございます。12節役務費、本年度予算額30万6,000円、前年度対比3万9,000円の減となっておりますが、これも隔年実施の教育委員会公用車の車検

に伴う自賠責保険料の減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額193万6,000円、前年度対比9万4,000円の減となっております。言語障害児治療教室通級者増による負担金の増と隔年で実施しております福井市鶉地区との小学生交流事業において昨年度は本町児童が福井市を訪問する年度でありましたが、本年度は福井市の児童が本町に来町する年でございますので、交流実行委員会に交付する受け入れに係る経費の減少によるものでございます。本目には27節公課費に隔年実施の教育委員会公用車の車検に伴う重量税がございましたが、今年度車検がございませんので、減となっております。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、82ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,087万7,000円、前年度と比較いたしまして71万円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。7節賃金、本年度予算額765万3,000円、前年度対比149万1,000円の減となっておりますが、昨年度本節に計上されておりました特別支援学級支援員の賃金が事務局費、4節共済費で説明いたしました平成26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことによる賃金の減でございます。11節需用費、本年度予算額1,058万3,000円、前年度対比94万3,000円の増となっておりますが、これは電気料金改定による増と検量量水器交換経費の増によるものでございます。83ページをごらんください。13節委託料、本年度予算額156万8,000円、前年度対比16万3,000円の減は昨年実施の校舎のプレールームじゅうたんの清掃が本年度実施しないことによる減と3年に1回実施の地下タンク漏えい検査費用の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額573万1,000円、前年度と比較いたしまして358万9,000円の減額になっております。財源内訳は、国・道支出金が4万4,000円、一般財源が568万7,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費、本年度予算額100万円、前年度対比40万6,000円の減となっておりますが、消耗品費の教材用の半額負担分を26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことによる減によるものでございます。84ページをお開きください。18節備品購入費、本年度予算額40万円、前年度対比61万円の減となっておりますが、小学生学力向上対策事業として昨年度購入いたしました各教室で使用する実物投影機等の購入経費の減による減でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額37万6,000円、前年度対比192万4,000円の減となっております。児童生徒の給食費の半額助成経費を26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことによる減によるものでございます。20節扶助費、本年度予算額374万円、前年度対比15万9,000円の減となっておりますが、これは準要保護及び特別支援学級対象児童数の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。なお、本目には12節役務費に学校給食用物資加工等手数料が計上されておりましたが、26年3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことにより減となっております。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,697万7,000円、前年度と比較いたしまして152万4,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。1節報酬、本年度予算額360万円、前年度対比16万2,000円の増で、これは2年目となります外国人英語指導助手の契約上における月額単

価改定に伴う増でございます。7節賃金、本年度予算額928万8,000円、前年度対比184万6,000円の増で、再任用しておりました中学校給食調理員を引き続き嘱託給食調理員として採用するための増によるものでございます。9節旅費、本年度予算額5万5,000円、前年度対比40万3,000円の減で、前任の外国人英語指導助手の帰国旅費の減によるものでございます。11節需用費、本年度予算額1,154万3,000円、前年度対比13万3,000円の増となっておりますが、電気料金の改定によるものが主なものでございます。86ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額7万2,000円、前年度対比21万4,000円の減で外国人英語指導助手の渡航費用負担金の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額524万3,000円、前年度と比較いたしまして164万円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金19万9,000円、一般財源が504万4,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費、本年度予算額93万4,000円、前年度対比27万4,000円の減となっておりますが、消耗品費の教材用の半額負担分を26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことによる減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額92万8,000円、前年度対比92万1,000円の減となっておりますが、本年度修学旅行先を福井県としたことによる旅行経費増に伴う保護者負担軽減を目的とした修学旅行費助成金の増と小学校費と同様に児童生徒の給食費の半額経費を26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことによる減によるものでございます。なお、平成27年度の中央中学校修学旅行に当たっては、福井市から教育旅行促進補助金として1人当たり1万円の補助が交付されることとなっております。

す。87ページでございませう。20節扶助費、本年度予算額220万6,000円、前年度対比15万9,000円の減となっておりますが、これは準要保護の対象生徒数の減と特別支援学級生徒の増によるものでございませう。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございませうので、説明は省略させていただきます。なお、本目には12節役務費に学校給食用物資加工手数料が計上されておりましたが、26年度3月補正の繰越明許費、総務費、地方創生費に組み込まれたことにより減となっております。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額219万円、前年度と同額となっております。財源内訳は、国・道支出金が56万2,000円、一般財源が162万8,000円でございます。各項目につきましては、前年度とおおむね同様でございませうので、説明は省略させていただきます。

88ページをお開きください。2目青少年対策費へ参ります。本年度予算額107万9,000円、前年度と比較いたしまして8,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本予算は、子ども会及び子供に関する行事関係を計上する予算となっており、前年度とおおむね同様でございませうので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございませう。本年度予算額214万6,000円、前年度対比130万6,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が5万円、一般財源が209万6,000円でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算は103万8,000円、前年度と比較いたしまして100万6,000円の減額となっております。主な項目につきましてはご説明いたします。11節需用費の消耗品費で消火器の更新経費として4万6,000円の増と、89ページでございませう。電気料金改定による3万円の増と昨年度実施いたし

ました趣芸館の経年劣化による屋根の塗りかえ経費の減によるものでございませう。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございませうので、説明は省略させていただきます。

90ページをお開きください。5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額316万円、前年度と同額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございませう。各項目につきましては、前年度とおおむね同様でございませうので、説明は省略させていただきます。

91ページでございませう。2目体育施設費、本年度予算額777万8,000円、前年度と比較いたしまして228万4,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が85万円、一般財源が692万8,000円でございます。主な項目につきましてはご説明いたします。11節需用費でございませうが、本年度予算額127万8,000円、前年度対比262万円の減となっておりますが、電気料金改定による増と昨年度実施しました鶉プールのろ過ポンプ等の経年劣化による交換経費の減によるものでございませう。13節委託料でございませうが、本年度予算額391万8,000円、前年度対比24万5,000円の増はプール上屋根取り付け、撤去及びパークゴルフ場管理委託料の増で、雇用者処遇改善のための賃金単価アップの分によるものでございませう。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございませうので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、浅利企画振興課長。

○企画振興課長（浅利基行） それでは、教育費のうち企画振興課所管事項につきまして内容の説明を申し上げます。

88ページをごらんください。3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館につきましては、4月の下旬から9月末までの土曜日と日曜日及びお盆期間の午前10時から午後4

時までの開館予定となっております。炭鉱館運営経費に係る主な増減内容であります。11節需用費のうち修繕料で、前年と比較して10万円減の10万円の計上となっております。昨年度手すり設置の完了による減でございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上、教育費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようでございますので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次に、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目青少年対策費、3目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち

切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を佐藤技師長、米田総務課長に順次説明を求めてまいります。初めに、佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、11款災害復旧費につきましてご説明申し上げますので、予算書94ページをお開き願います。災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で、前年度同額となっております。財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。7節賃金は、災害が発生した場合の賃金を計上しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 12款公債費のほうは誰になりますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 米田総務課長、よろしくお願います。引き続き13款職員費、14款予備費、あわせてよろしくお願います。

○総務課長（米田淳一） それでは、予算書96ページでございます。公債費につきまして説明いたします。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億5,785万6,000円、前年度比較で158万4,000円の増、財源内訳はその他特定財源が9,446万7,000円、一般財源が2億6,338万9,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、昭和63年度から平成25年度借り入れの長期債92件の償還元金で平成25年度借り入れの町民センター、体育センター耐震化改修事業など

の長期債6件の償還開始と公住債など6件の償還終了による相殺による増でございます。

2目利子、本年度予算額4,682万7,000円、前年度比較で597万5,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1,440万6,000円、一般財源が3,242万1,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、昭和63年度から平成26年度借り入れ予定までの122件の長期債償還利子並びに一時借入金利子の計上で、長期債利子の減によるものでございます。

次に、98ページをお開きください。職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億8,404万5,000円で、前年度比較1,625万円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源3,616万5,000円、一般財源4億4,788万円となっております。本目は、職員68名から広域連合への派遣、各特別会計、一般会計のうち公営住宅費などに計上の8人分を除きました一般職60人に特別職3人を含めた63人分の人件費を計上するものでございます。2節給料、本年度予算額2億3,905万8,000円、前年度比較で630万円の減となっております。主な減額要因としましては、定年退職者5名、中途退職者1名、再任用任期満了の3名、計9名の退職と新年度再任用2名を含む8名の採用との相殺で、高位号俸者の退職により給料総額は減額となるものでございます。また、独自削減につきましては特別職で町長18%、副町長、教育長それぞれ12%の削減を継続しております。3節職員手当等、本年度予算額1億723万6,000円、前年度比較で481万7,000円の増、また4節共済費、本年度予算額7,862万4,000円、前年度比較で275万2,000円の増につきましては、それぞれ給料同様退職に伴う減でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額5,912万7,000円、前年度比較で238万1,000円の減となっておりますが、退職手当組合の負担金の減でございます。

続きまして、100ページをお開き願います。予

備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、歳入につきまして一括説明いたします。予算書16ページをお開き願います。前年度と比較をしまして増減の著しいものについてのみの説明とさせていただきます。

初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,580万円、前年度比較で50万円の増となっております。所得割額の増によるものでございます。

2目法人、本年度予算額799万9,000円、前年度比較で4万6,000円の増となっております。誘致企業などの法人税割の増が主な要因でございます。

固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額4,861万9,000円、前年度比較213万5,000円の減で、家屋などの評価がえに伴います減でございます。

軽自動車税、1目軽自動車税、本年度予算額514万2,000円、前年度比較98万2,000円の減で、主に自家用軽自動車などの台数の減によるものでございます。

17ページへ参りまして、町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額1,867万円、前年度比較83万4,000円の減で、売り上げ見込み本数の減によ

るものでございます。

18ページをお開きください。地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額15億7,800万円、前年度比較800万円の増で、地方財政計画に基づく交付実績の勘案と公債費の償還終了による減額などの見込みを含め、普通交付税におきましては前年度ほぼ同額の13億5,800万円、特別交付税で前年度同額の2億2,000万円を見込むものでございます。

19ページ、一番上でございますが、分担金及び負担金、負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額732万2,000円、前年度比較371万4,000円の減で、2節児童福祉費負担金で保育料の30%軽減を図ることによる減でございます。

使用料及び手数料、使用料でございますが、4目土木使用料、本年度予算額1億7,178万8,000円、前年度比較で198万2,000円の減となっております。2節住宅使用料におきまして、公営改良住宅等の入居戸数減による使用料の減でございます。

20ページをお開きください。証紙収入、1目証紙収入、本年度予算額1,799万4,000円、前年度比較178万4,000円の減で、公営改良住宅の水洗化に伴いますし尿処理の証紙収入の減が主な要因でございます。

国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億4,585万7,000円、前年度比較で1,657万2,000円の増額は、1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援法に基づく給付対象者の増などによるものでございます。

国庫補助金でございます。1目総務費補助金、本年度予算額1,250万2,000円、前年度比較710万2,000円の増額は、社会保障・税番号制度システム導入事業の増によるものでございます。

2目民生費補助金、本年度予算額1,165万4,000円、前年度比較で1,898万6,000円の減は、昨年度の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の終了によるものでございます。

4目土木費補助金、本年度予算額3,054万円、

前年度比較2,487万円の増は、2節道路橋りょう費補助金で八千代橋長寿命化補修事業や道路ストック点検事業の増によるものでございます。

次に、道支出金、道負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額8,387万1,000円、前年度比較で982万6,000円の増となっております。

1節社会福祉費負担金で障害者自立支援法に基づく給付対象者の増などによるものでございます。

22ページへ参りまして、2目保険基盤安定拠出金、本年度予算額1,531万4,000円、前年度比較で54万円の増は、後期高齢者医療における保険料軽減対象者の増によるものでございます。

道支出金、道補助金でございます。4目商工費補助金、本年度予算額52万1,000円、前年度比較39万2,000円の増で、特殊詐欺被害防止のための啓発事業であります消費者行政活性化事業などの増によるものでございます。

道委託金へ参りまして、1目総務費委託金、本年度予算額1,026万9,000円、前年度比較585万5,000円の増は、国勢調査委託金や北海道知事、道議会議員選挙費委託金の増によるものでございます。

24ページをお開き願います。諸収入、貸付金元利収入でございます。1目中小企業融資資金貸付金収入、本年度予算額1,100万円、前年度比較225万円の減は、緊急運転資金などの貸付収入の減によるものでございます。昨年度計上しておりました商店街近代化特別融資貸付金収入につきましては、貸し付けの償還終了により廃目でございます。

諸収入、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額2,225万3,000円、前年度比較942万2,000円の減は、医療センター職員人件費負担金の精査でございます。

最後に、25ページ、町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億2,120万円、前年度比較380万円の増は、臨時財政対策債の減によるものでございます。

2目土木債、本年度予算額4,190万円、前年度

比較3,630万円の増は、公営改良住宅の水洗化事業にかかわります公営住宅債の増や八千代橋長寿命化補修事業を行うのに係る道路橋りょう債の増によるものでございます。

3目消防債、本年度予算額5億5,040万円、前年度比較皆増は、消防庁舎建設事業にかかわります消防施設整備事業債の増によるものでございます。

昨年度計上しておりました衛生債につきましては、石狩川流域下水道組合し尿処理施設の事業終了により廃目でございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成27年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（斎藤勝男） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日18日は午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席のほうをよろしく願います。

本日はまことにご苦労さまでございました。

（散会 午後 1時45分）

平成27年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月18日（水曜日）午前 9時56分 開議
午前10時28分 閉会

○議事日程 第2号

議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第15号 平成27年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第16号 平成27年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第17号 平成27年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（斎藤勝男） おはようございます。若
干早いですけれども、開催させていただきます。
ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会
は成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前 9時56分）

◎議案第14号

○委員長（斎藤勝男） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入ります。

議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険
特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、平成27年度
国民健康保険特別会計予算についてご説明をいた
します。

初めに、歳出でございます。120ページをお開
き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管

理費、1目一般管理費、本年度予算額1億7,905
万6,000円、前年度比較4,186万8,000円の増で、
財源内訳はその他特定財源1億2,072万6,000円、
一般財源は5,833万円でございます。12節役務費2
7万円の増につきましては、被保険者証の切りか
え用郵便料の計上でございます。19節負担金、補
助及び交付金1億7,873万6,000円の計上で、前年
度比較4,159万8,000円の増でございます。空知中
部広域連合に支払います分賦金のうち医療給付事
業費負担金は、1億4,846万5,000円で、対前年度
比4,003万7,000円の増は、前期高齢者交付金が減
額となったことによるものでございます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予
算額97万5,000円、前年度比較38万9,000円の減で、
財源内訳はその他特定財源でございます。13節委
託料は72万4,000円、前年度比較38万9,000円の減
は昨年実施しました国保税のシステム改修業務費
用の減でございます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年
度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入に参ります。戻りまして、11
8ページをごらん願います。2、歳入、1款国民
健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保
険者国民健康保険税、本年度予算額5,395万5,000
円、前年度比較705万9,000円減と、2目退職被保
険者等国民健康保険税、本年度予算額451万3,000
円、前年度比較43万7,000円の減につきましては、
後期高齢者医療制度への移行や転出等に伴い、被
保険者数の減と所得の減少によるものでございま
す。保険税合計では前年度比較749万6,000円減の

5,846万8,000円を計上しているところでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額5,720万円、前年度比較2,820万円の増でございますが、空知中部広域連合に支払います分賦金がふえたことに伴い、国民健康保険基金5,720万円全額を繰り入れするものでございます。

1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額6,450万1,000円、前年度比較2,077万5,000円の増でございます。一般会計繰入金6,450万1,000円の内訳につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います減収分を補填する保険基盤安定分が2,452万6,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として1,184万9,000円、広域連合職員給与費分688万9,000円、保険税の減少等による歳入不足等2,123万7,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第14号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号

○委員長（斎藤勝男） 議案第15号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 平成27年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

歳出でございます。128ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額48万円、前年度比較で3,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額92万3,000円、前年度比較で2万4,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,761万6,000円、前年度比較211万円の減で、財源内訳はその他特定財源2,252万8,000円、一般財源5,508万8,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料等負担金は医療給付に係るもの

で、前年度比較215万9,000円減の7,560万3,000円の計上でございます。事務費負担金につきましては、新たに個人番号制度導入関連業務費が加わることから、前年度比較3万6,000円増の201万3,000円の計上でございます。

次に、129ページでございますが、3款諸支出金、4款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入に参ります。戻りまして126ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額4,131万2,000円、前年度比較215万円の減でございます。

2目普通徴収保険料は1,387万1,000円の計上で、前年度比較71万6,000円の減でございます。

保険税全体では5,518万3,000円の計上で、前年度比較286万6,000円の減で、被保険者数等の減少によるものでございます。

2款使用料及び手数料は、前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額351万1,000円、前年度比較12万3,000円の増は、北海道広域連合への事務費負担金の減によるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,040万円、前年度比較72万円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補填するもので、繰入金合計では84万3,000円増の2,393万1,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

広域連合支出金、広域連合交付金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、前年度をもって制度が廃止になったことにより、廃目といたしません。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わり

ます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第15号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号

○委員長（斎藤勝男） 議案第16号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、平成27年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、136ページをお開き願います。下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額1,994万2,000円、

前年度比較134万7,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源57万2,000円、一般財源1,937万円でございます。本目は1名の人件費を計上しておりますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節の退職手当組合負担金を合わせた人件費は925万1,000円で、前年度比較29万3,000円の増額となっております。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額769万6,000円、前年度比較101万円の減額は、石狩川流域下水道組合負担金の水量負担分の減によるもので、27節公課費348万6,000円、前年度比較64万円の減額は全体事業費の減少による消費税の減によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

137ページでございます。2目下水道建設費、本年度予算額438万3,000円、前年度比較2万4,000円の増額で、財源内訳につきましては起債310万円、その他特定財源128万3,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金338万3,000円は、石狩川流域下水道事業建設負担金の計上で、おおむね前年と同様の内容となっております。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額794万6,000円、前年度比較2万3,000円の増額で、財源内訳は全額一般財源でございます。11節需用費349万5,000円、前年度比較2万5,000円の減額は、前年計上しておりました広報車の消耗品が減となるものでございます。14節使用料及び賃借料176万5,000円、前年度比較1万2,000円の増額は、下水道法により整備が定められている下水道台帳システムを更新、借り上げるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,408万5,000円、前年度比較1,203万2,000の減額で、財源内訳につきましては起債2,870万円、その他特定財源5,538

万5,000円でございます。長期債償還元金の減によるものでございます。

2目利子、本年度予算額2,236万9,000円、前年度比較262万円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源1,766万1,000円、一般財源470万8,000円で、平成8年度から26年度までの起債借り入れにかかわる111件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、135ページをお開き願います。分担金及び負担金、受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額185万5,000円、前年度比較3万5,000円の減額は、公営住宅で前年度より2戸減の102戸分を計上するものでございます。

使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,212万2,000円、前年度比較25万3,000円の増額となっておりますが、公的住宅、一般住宅を合わせ、前年度より58戸増の1,305戸分を計上するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金7,304万6,000円、前年度比較1,237万円の減額は、起債の元利償還金が減少したことによるもので、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債、本年度予算額3,180万円、前年度比較380万円の減額となっております。1節流域下水道事業債310万円、前年度比較10万円の減額は、処理場等建設負担事業分の減によるもので、2節資本費平準化債2,870万円、前年度比較370万円の減額は、繰入金でご説明させていただきましたとおり、公債費の元金に対する借入額が減少したことによるものでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次に、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第16号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号

○委員長（斎藤勝男） 議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、平成27年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明いたしますので、154ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,824万7,000円、前年度比較333万5,000円の増額となっております。委託料167万8,000円、前年度比較52万3,000円の減額は、浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での休止の年に当たる

ことによるものでございます。修繕費550万円、前年度比較300万円の増額は、浄水場に保健所から指導がありました進入防止のフェンスを設置するものでございます。動力費500万円、前年度比較70万円の増額は、北電の単価改正によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目配水及び給水費、本年度予算額949万3,000円、前年度比較90万7,000円の増額となっております。委託料108万5,000円、前年度比較78万5,000円の増額は、配水管排泥作業が隔年による実施の年に当たることによるものでございます。

155ページでございます。3目業務費、本年度予算額146万7,000円、前年度比較2万5,000円の減額は、委託料の検針業務件数の50件減によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額2,625万5,000円、前年度比較429万2,000円の減額となっております。人件費等は職員3名と嘱託員2名分として報酬、給料、手当等、法定福利費の合計で2,303万3,000円の計上で、前年度比較413万5,000円の減額は人事異動等によるものでございます。次のページをお開き願います。負担金、本年度予算額15万3,000円、前年度比較16万2,000円の減額は、砂川市との共同事業にかかわります起債の償還が完了したことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

5目減価償却費、本年度予算額5,213万8,000円、前年度比較194万8,000円の増額は簡易水道整備事業に伴う償却資産の増によるもので、資産減耗費、前年度比較392万2,000円の減額は更新事業に伴う固定資産の除却が生じないことから、廃目とするものでございます。

2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額3,421万2,000円、前年度比較364万1,000円の減額は起債償還利息の減少による

もので、2目雑支出、本年度予算額260万5,000円、前年度比較188万5,000円の増額は料金の不納欠損で平成21年度及び22年度分の52件分を計上するものでございます。

次ページでございます。3目消費税及び地方消費税、本年度予算額428万6,000円、前年度比較57万5,000円の減額は、料金収入等の減によるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、153ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,864万6,000円、前年度比較353万4,000円の減額となっております。家事用件数につきましては、一般分として90件減の1,290件、福祉料金該当分として5件増の385件の合計1,675件を見込み、前年度比較368万7,000円減の6,072万6,000円を計上し、業務用として前年度同数の96件を見込み、前年度比較15万3,000円増の2,317万2,000円を計上しております。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較88万円減の5,823万7,000円の計上は支払い利息の減額等によるものでございます。

3目他会計負担金171万8,000円、前年度比較3万4,000円の増額は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の件数の増によるものでございます。

1目受取利息及び配当金、4目雑収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、資本的支出についてご説明をいたしますので、159ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額9,301万6,000円、前年度比較688万円の増額は、償還元金の増によるもので、昭和60年度から平成24年度までの企業債24件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業

費、本年度予算額3,450万円、前年度比較2,350万円の減額は、簡易水道施設整備事業の減によるものでございます。資料ナンバーの13をご参照願います。1節工事請負費は、前年に引き続き町道鶉北線に昭和49年に埋設された排水管の更新を行うもので、鶉本町第2期分譲団地付近から東鶉、北村宅付近までの500メートルを予定しております。

続きまして、158ページ、資本的収入につきましてご説明申し上げます。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金4,087万9,000円、前年度比較885万4,000円の増額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債2,470万円、前年度比較1,360万円の減額と3項国庫補助金、1目国庫補助金875万8,000円、前年度比較1,008万1,000円の減額は、簡易水道等施設整備事業費の減によるものでございます。

4項他会計補助金、1目他会計補助費、本年度予算額104万2,000円、前年度比較18万1,000円の増額は、単独事業費の増によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第17号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成27年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

この際ですので、全体を通して何かございますか。ありましたら、遠慮なくご発言をお願いします。大内委員。

○8番（大内兆春） 町長に要望というか、お願いなのですが、執行方針にも載っています資源を生かす環境型社会を目指す町づくりに不法投棄ゼロ対策事業とあります。3年前からでしたか、執行方針というか、こういう事業計画が載ってきたのが。そして、いつ予算つくのかな、つくのかなと思っていたのですが、このたびもゼロで、ゼロだったら、いろいろこの載っているの見たら、モラルというか、道徳に訴えて不法投棄をなくするというような感じなのですが、私鶉の自治会長やっていて、年に2回不法投棄の回収しているのです。かなりの量なのです。ですが、年々会員も高齢化してきて、このぐらい袋に拾ったら引きずって歩くような状態なのです。だから、だんだん無理にもなってきたり、ですからお金をかけて不法投棄ゼロを目指して少し考えていただいて、それと資源ごみの回収で幾らか入ってきていると思うのです。それを回してもらおうとか、本当に毎年イタチごっこなのです。そのまま捨てておいていいのですけれども、捨てておいたら、また割れ窓現象と同じで次からごみをごみを呼んで、切りがないから毎年やっているのですが、今申したとおり、だんだん無理になってきているし、ですから前にも何度か言いましたけれども、監視カメラと言ったら言葉悪いですね、防犯カメラかな、設

置いただいて、そして何カ所か設置した上で、一罰百戒にしてがんとつかんで名前も出してもらって、そうしたら少なくなると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（斎藤勝男） この際どうですか、町長、時間大丈夫ですか。

○8番（大内兆春） 町長用事あるの。

○委員長（斎藤勝男） ええ。

○8番（大内兆春） またの機会でもいいです。

○委員長（斎藤勝男） 何か用事があるみたいなので。よろしいですか。

○町長（奥山光一） 今のご要望について、内容等を担当課と含めて、また衛生協力会等との協議もしながら検討させていただきます。

○8番（大内兆春） お願いします。

○委員長（斎藤勝男） 大内委員、よろしいですか。

○8番（大内兆春） はい。時間あるからいいのかなと思ったら、町長が時間ない。

○委員長（斎藤勝男） 町長時間ないので。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（斎藤勝男） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位の皆様のご協力を心から感謝申し上げます。大変にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（閉会 午前10時28分）